

# 河合町議会会議録

令和4年 9月6日 開会

河合町議会

第 2 号 (9月6日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○出席説明員	1
○議会事務局出席者	2
○開議の宣告	3
○一般質問	3
佐藤利治	3
中山義英	19
坂本博道	45
馬場千恵子	71
長谷川伸一	84
○散会の宣告	106
○署名議員	107

令和 4 年 9 月 6 日（火曜日）

（第 2 号）

# 令和4年第3回(9月)河合町議会定例会会議録

## 議事日程(第2号)

令和4年9月6日(火)午前10時00分開議

### 日程第1 一般質問

---

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

#### 出席議員(13名)

1番	森光祐介	2番	常盤繁範
3番	梅野美智代	4番	佐藤利治
5番	中山義英	6番	坂本博道
7番	長谷川伸一	8番	杵本光清
9番	大西孝幸	10番	馬場千恵子
11番	岡田康則	12番	西村 潔
13番	谷本昌弘		

#### 欠席議員(なし)

---

#### 地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	清原和人	副町長	田中敏彦
教育長	清原正泰	参事	横山泰典
企画部長	森嶋雅也	総務部長	上村卓也
福祉部長	浮島龍幸	環境部長	石田英毅
まちづくり 推進部長	福辻照弘	教育委員会 参事	山本 剛
総務部次長	小野雄一郎	政策調整課長	岡田健太郎
広報広聴課長	桐原麻以子	安心安全 推進課長	川村大輔
財政課長	新井俊洋	税務課長	松本武彦

住民福祉課長	古 谷 真 孝	福祉政策課長	浦 達 三
環境対策課長	内 野 悦 規	まちづくり 推進課長	杵 本 幸 史
地域活性課長	吉 川 浩 行	住 宅 課 長	森 川 泰 典
上下水道課長	上 原 郁 夫	生涯学習課長	小 槻 公 男

---

#### 会議に従事した事務局職員

局 長 心 得	高 根 亜 紀	主 事	平 井 貴 之
---------	---------	-----	---------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（谷本昌弘） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。

令和4年第3回定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

---

◎一般質問

○議長（谷本昌弘） 本日の日程は一般質問です。

各議員の持ち時間は30分となっております。5分前に声をかけさせていただきます。30分を過ぎればスイッチを切ります。ご了解をお願いします。

なお、登壇での質問の際は、マスクを外させていただく場合がありますので、ご了承お願いします。

本日の質問順番1番から5番までの方です。

それでは、質問を開始します。

---

◇ 佐 藤 利 治

○議長（谷本昌弘） 1番目、佐藤利治議員、登壇の上質問願います。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 佐藤議員。

（4番 佐藤利治 登壇）

○4番（佐藤利治） おはようございます。

議席番号4番、佐藤利治。

通告書に従いまして一般質問させていただきます。

デジタル機器を扱う講習会について。

現在、庁舎1階にてマイナンバーカードの申請を受理しております。若い人はスマホで完結して、約1か月後にカードを受け取りに、ご本人が窓口へのケースもあるみたいですが、高齢者の方や、私も含め機器の扱いの苦手な方へスマホ教室などを開催する考えはありますか。

災害時における作業服、雨具の必要性について。

令和2年度、町職員への町指定の作業服が貸与されていますが、いつ起こるか分からない災害に対し、また、平時に庁舎外での職務を行っている職員の方へ雨具や長靴の貸与が必要と考えますが、どのように対応していますか。また、議会議員としても作業服、上着だけでも必要と思いますが、いかがですか。

美しい河合町を残すために。

河合町では、今も都会では味わうことのできない美しい景観が残っています。企業誘致や関係人口増が急がれている河合町におきまして、ごみのポイ捨て、タバコのポイ捨ての罰則を含む条例改正が必要な時期かもしれません。ただし、住民や河合町を通行中の方へ罰則化を言うだけではなく、もうこれ以上私たちでできることはないのか考える必要があると思いますが、いかがですか。

具体的に質問させていただきます。

各公園の清掃頻度、清掃後の確認はどのように行っていますか。

ごみを少なくするための警告板やPR看板は各公園に幾つありますか。

監視、巡回の実施はどのような頻度で行われていますか。

住民の皆様との協働について、行政だけでは24時間管理することは無理です。対策をどう考えますか。

以上、3点通告書に記載どおり、担当部長よりご答弁よろしくお願ひ申し上げます。

再質問については議席にて行います。

○総務部長（上村卓也） 議長。

○議長（谷本昌弘） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） 1番目のデジタル機器を扱う講習会、そして、2つ目の災害時における作業服、雨具の必要性につきまして、まず、担当の総務部の次長のほうから答弁させていただきます。よろしくお願ひします。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） それでは、1番目にご質問いただきましたデジタル機器を扱う講習会につきましてお答えいたします。

議員ご質問いただいたとおり、スマートフォンにつきましては非常に利便性の高いデジタル機器であると認識しておりまして、その利便性に触れていただく機会を創出するために、昨年度に町民大学の講座としてスマホ講座、これを2回開催しているところでございます。

それぞれの内容をご説明いたしますと、1回目は、入門講座として基本的な操作を体験するものであり、2回目は、活用講座として、例えばオンライン会議等を試してみたい方を対象としたものでございました。さらに今年度は社会福祉協議会が主催となって開催することが決まっており、昨年度の講座において要望のあった、受講者が所有する自分の端末を用いた講習の実現や、iPhone端末だけでなく、アンドロイド端末の講習などについても反映させた内容となっております。

続きまして、2番目にご質問いただきました災害時における作業服、雨具の必要性についてお答えいたします。

現在のところ、豪雨災害への警戒などの場面につきましては、町で保有する雨がっぱを職員がそれぞれ利用している現状でございます。これを全職員にあらかじめ貸与することにつきましては、利用頻度や現在の運用の問題点、これらを調査の上、必要性を検討してまいりたいと考えております。

なお、議会議員の皆様への作業服の貸与につきましては、近隣でも多くの自治体の議会事務局において実施されていることから、まず議会としてその取扱いをご決定いただいた際には、予算案の提出などを進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○企画部長（森嶋雅也） はい。

○議長（谷本昌弘） 森嶋部長。

○企画部長（森嶋雅也） 2点目の災害時における雨具の必要性について、さらに安心安全推進課からお答えをいたします。

○安心安全推進課長（川村大輔） 議長。

○議長（谷本昌弘） 川村課長。

○安心安全推進課長（川村大輔） 私のほうから、災害時の雨具についてお答えします。

先ほど総務部次長がお答えしたように、災害時における雨具につきましては、約300着配



備し、必要に応じて着用しています。また、雨天時でも職員であることが識別できるように、河合町または河合町章が刻印されたヘルメットを着用しています。分かりにくいというご意見もありますので、今後はより識別しやすいゼッケンやシール等を検討してまいります。

以上です。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） 議長。

○議長（谷本昌弘） 福辻部長。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） 3点目の美しい河合町を残すということでございますので、公園を担当しております地域活性課長のほうから答弁させていただきます。

○地域活性課長（吉川浩行） 議長。

○議長（谷本昌弘） 吉川課長。

○地域活性課長（吉川浩行） そうしましたら、私のほうから、美しい河合町を残すためということで、4つお答えさせていただきたいと思います。

まず、各公園の清掃頻度、清掃後の確認につきましてですが、まず、週1回、毎週月曜日にシルバー人材センターに清掃業務委託をしており、確認方法については、写真などで完了報告を受けた後、職員で現地の確認を行っています。

次に、2つ目ですが、ごみを少なくするための警告板やPR看板の各公園の個数についてということですが、看板は数か所の公園に設置しておりますが、ごみを少なくするという警告板の設置はしておりません。

次に、監視、巡回の実施の頻度についてということですが、週1回、毎週月曜日にシルバー人材センターに清掃業務委託と併せまして、公園の監視を実施しています。また、職員による週1回程度の巡視も行っております。

なお、遊具点検は、職員が現場等に出たときに、目視点検及び公園の状態の確認を行っております。また、毎年、年に1回総合点検を実施しております。

最後に、4つ目なんですけれども、町民との協働、行政だけでは24時間管理は無理なので、対策についてということですが、現在、大字自治会で除草や清掃をしていただいている大字自治会もごございます。ご協力いただいている事例報告を、総代自治会長会で発表していただく場を設けるなど、地元公園を協働で保存していただけるよう呼びかけてまいりたいと思います。

以上です。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） まず、デジタル機器を扱う講習会についてということで、中でもちょっと触れさせていただきましたが、特に今、物価高騰、いろんな食料品も全て値上がりしております。その中で国が打ち出したマイナンバーカードにおけるマイナポイントの付与というのは、一つの物価対策と私は個人的にとらまえております。そういう意味で、マイナンバーカードのことにちょっと触れていきたいと思います。

先ほどのご答弁で、昨年2回やったと。それで実際にPDSCというか、実際やってどうだったんかという皆さんのお声とか、もう一度やってほしいとか、定期的にやったらどうやとか、そういうようなことが大事と思うんです。河合町ではいろんなことをチャレンジされるのはいいんですけれども、その後の皆さんに参加された方がどうやったんかと。主人公にやっぱり声を聞くことが大事と思うんですけれども、その辺はいかがに考えておられますか。

○生涯学習課長（小槻公男） 議長。

○議長（谷本昌弘） 小槻課長。

○生涯学習課長（小槻公男） 昨年度実施しました町民大学のほうなんですけれども、まず、基本的な講座ということで、入門編というようなところで始めさせていただきました。ところが、それぞれやはり求められているのは、自分の持っている機械を使ってというようなお声がやはり多かったというようなところがございます。ですから、申込みの段階で説明させてもらったときに、ああ、それやったら受けられないなという方もいらっしゃいましたので、それで、そういう情報を共有しまして、今年度社会福祉協議会のほうで、自分の端末でというようなことを、そういう講座のほうに結びつけております。これからも皆様のいろいろご要望等を精査しまして、また検討していきたいと思います。

以上です。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 分かりました。

ちょっとここで先ほども言いましたけれども、マイナンバーカード、マイナポイントのことにちょっと触れたいと思います。

近隣、香芝市では、新聞の折込みに先週もじゃんぼスクエア香芝で、8月27、28、土日に朝10時から16時の間、商業施設をお借りして、マイナポイント、マイナンバーカードの申請のお手伝いをしておりました。河合町でも過去も含めてやられています。平日19時半までや

ったり、土曜、日曜の2回、これは近々11日の予定も含めてですけれども、9時から半日間、3時間のお手伝いを予定も含めてしております。申請に訪れた住民からは、二、三人しか聞いてませんが、やり方よう分からなかったと。そやけど助かったと言っておられました。今、河合町が取っているその施策、これだけで平日申請に訪れることのできない方を全てカバーすることは不可能と私は思うんです。日本国どこにお住まいでも同じようなサービスを受けられるのが基本であると考えています。

改めて質問いたします。デジタル難民を出さないために、河合町では例えばマイナンバーについてどのような施策を展開していますか。

○住民福祉課長（古谷真孝） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 古谷課長。

○住民福祉課長（古谷真孝） 実際にちょっと機械が使えない方、携帯電話が古くて申請ができない方に対しまして、1台のパソコンを配置しまして、職員が常駐でお手伝いさせていただいております。

以上となります。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 今、河合町の現状をちょっとお聞きしたり調べた範囲で話ししますと、河合町のマイナンバーの普及率は8月21日で43%ですが、交付待ちの方を含めると49.5%、もう約対象者2人に1人がこの1か月後にはマイナンバーカードを持っておられるというのが今、河合町の現状であります。担当部署、課が頑張っていたと思います。

それと、その中でですけれども、大和郡山イオンでも8月20日、21日、10時から18時、2日間やっております。確かに大和郡山や香芝市というのは、当町と比べて人口規模も、内容というか、町の規模も違います。ただし、私が言いたいのは、香芝のじゃんぼスクエアにも大和郡山のイオンにも河合町の住民も参加して受付できます。それを知っておられる河合町の住民の方がいかに多いのでしょうか。そこが問題やと思うんです。

目の不自由な方を1か月ぐらい前に連れて、1階に僕、来ました。健康保険だけ手続きできたんで、昨日、口座の7,500円分のポイントもつけに行ったという報告いただきました、本人から。そのときにどうだったと聞いたら、やっぱり順番待ちで50分から1時間弱待っているんですね。やっぱり椅子があります。休憩して待ってます。冷暖房も完備されています。ただ、今、このコロナ禍の中で、やっぱりもう少しマンパワーが足りないのであればマンパ

ワー、何か足りないものがあるのであれば、町の執行部として何か手を打つべきじゃないかなど。国はこのマイナンバーカードを、将来デジタルを有意義に利用していただけるために、今年度中に大半の方にやっていただきたいという願いを持って進めております。河合町として本当にもうこれ以上できることはないのか。何かもしあれば、それか大局的にこれからこういうふうにしていきたいという思いがあるのであれば、ちょっとお話したいと思っております。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） マイナンバーカードの今後の普及の鍵となるのが、やはりその普及率向上のためには、そういう発行のお手伝いであるとか支援、そういった体制の構築と周知が鍵になると考えております。この発行の体制に関しましては、10月以降、国の交付金を活用しまして、人員の配置増を考えております。こういった取組を進めてまいりたいと。

また、実際にカードをお持ちの方が、その利用シーンが増える必要があると考えております。これにつきましては、今回、一般会計の補正予算で計上しております自治体DXの推進計画に基づくコンビニ交付、こういったこともこの後進めていこうと考えております。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 今の話で交付金使ってやっていくということを理解いたしました。河合町として、マイナンバーカードの普及へ向けて独自の考え方や、国が打って出ている2つの項目で7,500円、7,500円、それと地域でのお買物2万円した場合に、25%の還元で5,000円入ってくる。合計で最大約2万円。これは民間でポイント付与するところに、今なら1,000円が余分についてくるとか、そういうところもあります。できればその交付金を使って、河合町でも国の施策としては第2弾が9月30日までに申請を終わってないと対象になりません。申請だけ終わってれば、2月の末までポイント付与はじっくり考える時間ございます。ただ、9月30日以降に河合町独自でマイナンバーカードを申請すれば、こういうふうな特典があるというようなことはやってもいいと思うんです。その辺をしっかりとやっていただきたいなと思っております。国が進めることを後押しするわけですから、付加価値をつけることというのは僕はいんじゃないかなと思っております。法的に触れるかどうかというのは一度また検討していただいて、問題なければやっていただきたいなと思っております。

○総務部次長（小野雄一郎） 議長。

○議長（谷本昌弘） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） どのような施策であれ、国の補助金を頂きながら住民様の利益につながることであれば検討して考えてまいりたいと考えております。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） このデジタル関係の件についてはもう終わりますけれども、デジタル機器を扱う講習会についてということ。ここでいつもいろんな施策については河合町としては北葛4町、北葛4町ということで、皆さん各首長同士でオンラインでいろんな話をされて、前に進められておられていると思います。ここで近隣の上牧町の今現在行われている話をちょっとだけして終わりたいと思います。

近隣の上牧町では、民間電話会社と連携して、この9月から9回にわたりスマホ教室を開催と伺いました。河合町では開く予定ではあるのですかということでも文はまとめたんですけども、これは1回目は、まず電源を入れる基礎的なことから。コロナ禍のため、もちろん完全予約制、定員は各回で8名ということで行われているみたいです。だから、やはり私自身もそうですけれども、2か月置きにやられても、2か月前のことを忘れてます。できれば希望者については集中的にそういうふう将来有意義な生活ができるためのデジタル、それをしっかり町を中心として、民間の電話会社等にもご協力いただいてやっていくというのが上牧町で聞いた話ですけれども、その辺はどうお考えですか。

○総務部次長（小野雄一郎） 議長。

○議長（谷本昌弘） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 今後の講習の在り方に関しましては、今年度、昨年度の反省点を踏まえた社会福祉協議会による教室の開催、これも開催の頻度であるとか、回数もかなり大幅に増えております。こういったものをやった上で、さらに今後改善点がないかということを見極めてまいりたいと考えております。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 分かりました。デジタル機器を扱う講習会については終わりたいと思います。

続きまして、災害時における作業服、雨具の必要について。

先ほどの答弁でもありましたが、緊急な災害時には対応できる、職員向けのはず。それと、安心安全の課長からは、今後の対策として、その雨具に夜間でも住民の方が見られたときに、

ああ、河合町の職員が来られたんやと安心していただけるように、そういうふうが目立つものを、ゼッケンとかシールとか、何かを考えたりという答弁があったと思います。それはそれで進めていただきたいと思います。

ちょっと気になったのが、災害時あるのはいいんですけれども、平時は支給された作業服のまま、雨の中、傘差して、自分で買った長靴履いて、自分で持っている人、持ってない人あるかも分かりませんが、買ったかっぱ着て作業をしろというのが河合町の方針でしょうか、その辺を教えてください。

○総務部次長（小野雄一郎） はい。

○議長（谷本昌弘） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 方針といいますか、今現状といたしまして、そういったものは貸与品に含まれていないという現状でございます。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） それでいいんでしょうかね。災害がいつ起こるか分からないんです。平時、一般の雨の日に作業しているときに起こることもあるわけです。そうしたら、その辺はどう考えるのか。もっと言うたら、必要な部署の方は、将来支給されても、緊急時に飛んでいかなあかん部署は、自宅にも1つ置いているというのでもいいかなと。これは河合町から貸与されたものです。退職されるときには返すわけです。次の方に引き継いでもらうわけです。そういうふうなことが必要じゃないかなと思うんですけれども、その辺はいかがお考えですか。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 貸与の対象となる物品の範囲につきましては、その種類が多ければ職員の負担が減ることから、歓迎されるべきものであるかもしれませんが、一方で、公費による調達である以上、財政状況などを勘案の上、どの範囲が適正か、また、住民の皆様にご理解をいただけるかといった観点で考慮する必要があると考えております。どこにその境界線を設けるべきというのは非常に難しい問題なんですけれども、近隣の例など参考の上、今後も検討してまいりたいと考えておるところでございます。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 分かりました。もちろん今ご答弁いただいたとおり、皆さんの真心のお金でございます。それをはっきり、ぼやけた状態では使えないというのは必然的な判断と思います。しかし、皆さん、考えてください。近隣他町で雨の日にちゃんとかっぱを着て作業をされている。これは安全面にも必要やというふうに私は考えております。長靴、足が滑らないためにも必要です。これも安全面のために必要です。やはりちょっと踏み込んでいった場合に、町が行っている職員からのボランティアと伺っていますが、ボランティアであれ、その作業をやるときに作業服を着ている。草刈りですから、ヘルメットなくても、麦わら帽子で熱中症の対策されている。目に入らないようにゴーグルしている。安全保護具というのは必ず必要ははずです。草刈り機の運転に公的資格はありません。ただ、草刈りを使用した直営作業を行う職員に対して、刈り払い機取扱い作業安全衛生教育を労働基準局長のほうから通達で、できるだけ受講されるようにということまであるわけです、法規で。果たして河合町のボランティアでやっているその草刈り、そういう作業服も含めて、かっぱも含めて完全に安全な状態でやられているのでしょうか。その辺もし御存じの方おられたら教えてください。

○地域活性課長（吉川浩行） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 吉川課長。

○地域活性課長（吉川浩行） 私のほうから、草刈りのときの安全衛生についてということなんですけれども、現在におきまして、安全衛生管理におきましては適切ではないと感じています。今ご指摘ありましたように、今後におきましては、草刈り機、使用者につきましてはゴーグル、ヘルメットの着用を行いまして、衛生管理を行ってまいりたいと思います。

以上です。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） ここでちょっと原点に戻るためにお話だけしておきたいと思います。令和2年の6月の一般質問で、作業服の無償貸与の方向性決まって、2か月後、2回総務部へ議員2名にて進展を伺いに行きました。約2か月後です。もうすぐ町職員の採寸が始まるということでした。私からはまだ議会で1枚岩になってないんで、考え方が。議員から希望があれば、個人的に費用負担して発注すればどうかの問いに、当時の今もおられますけれども、総務部長は何をおっしゃっているんですかと。先生からお金取ることなんかできませんという答えでした。私のほうからは、どうかなと思って、分かりましたと。そうしたら、採寸を

待っていればよいのですねと分かりました。あれから2年の歳月がたちました。何が問題で止まっているのか御存じの方は教えてください。

それと、何かその今の答弁のやりとりを聞いていると、議員からうるさく言われたから仕方なしに採用したで終わってないかなと思うて、もっと細かく言いますと、令和2年6月の中山議員からの質問をもう一度議事録見ました。ポイントは、災害時に避難誘導する際、自由な服装では、来てくれた方が役場の職員との認識ができないと。作業服、長靴、ヘルメットがない草刈り等の作業は安全面の配慮が著しく欠けていると。この2点指摘がありまして、分かったような答弁をされています。もし分かったのであれば、今現在、多様な場面で使われているP D C Aサイクル、計画・実行・検証・改善がありますが、検証と改善が抜けてませんか。その辺ちょっとお聞かせください。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） まず、冒頭ご質問いただきました部長の発言という部分なんですけれども、申し訳ございません、当時の部長の発言内容については、その意図であるとか内容については承知していないところでございます。

それで、作業服を購入した際のP D C Aと申しますか、P D C Aサイクルとは、計画・実行・評価・改善の4段階を繰り返して業務を継続的に改善していく方法であるということは十分承知しておるところなんですけれども、多くの計画などで記述がございまして、作業服の調達にそういった手法がなじむのかというのはちょっと判断できないんですけれども、次の調達の際には、今回の調達の際の改善点、これを洗い出して、修正はしてまいりたいと考えておるところでございます。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 私は何でP D C Aのことを言うたと言いますと、作業服を貸与した。終わりやないんです。貸与してどうやったんか。検証したのか。職員の声聞いたのか。その服を着て行って、草刈りをボランティアでしている方にどうなんかということを探ねたのか。探ねた結果、改善をしたのか、その辺を言うてるわけです。だから、本来であれば、私からでなくて、前、作業服やったから、今度かっぱするねんと。その今答弁いただいている総務の方とか、そういう方からあってしかりの話なんです。そんなの税金の無駄遣いとか、そういうこと言いません。住民の方も私も雨降ったら長靴履きます。傘も差します。そうしたら、



職員の業務がスムーズに進むということは必須なわけですが、そのためにもかっぱ、長靴というのは必然的に町の幹部から出て当たり前の話と私は思っています。その辺のことをじっくり考えていただきたい。

それと、この雨具の件については最後にしますけれども、清原町長、田中副町長には、近隣の美化運動の一環で、空き家や空き地のパトロールにもご参加、ご苦労いただいております。職員が現在行っている草刈り等、一歩踏み出して見ていただいて、作業服や防護服はマニュアルどおりに着用されているのか。また、町は発注者の立場で、地元民間の指名業者への模範となる作業が行われているのか。現場第一主義からも検証、改善が必要と思いますが、いかがでしょうか。

○町長（清原和人） 議長。

○議長（谷本昌弘） 町長。

○町長（清原和人） 今指摘していただいています職員のというか、そういう部分につきまして、やはり安心・安全にというか、作業なりいろんなことをするというは本当に大事な事かなと思っておりますので、先ほど次長も申し上げましたように、しっかりこちらのほうで検証をしまして、改善に努めてまいりたいと思います。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 長らくお話ししましたんで、雨具の必要性というのは、町長含めて皆さんご理解いただいたと思うんですけども、具体的な5W1Hとは言いませんけれども、いつ頃から検討して、いつ頃を目標にやるのかというのだけちょっとお話を聞かないでしょうか。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） まず、いつ頃からというご質問でございますが、当然議会でこういった検討を進めるというお答えしたわけですから、この議会終了直後に検討は始めたいと。その結果を出す時期でございますが、当然予算が伴いますので、恐らく来年度の当初予算の編成までには結論を出すべきだと考えております。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 分かりました。

以上で作業服、雨がっぱの件は終わりたいと思います。必要なことなので、必ず早急にや

ってください。

最後に、美しい河合町を残すために。

先ほど週1回シルバーさんですかね、お願いして、掃除、パトロールをやっていただいていると。これは掃除する人と、ちゃんときれいになってますよと言う人が一緒というのはちょっと話的に無理があるかなと。職員でも1回やっていると言いますが、一番住民の方が声を上げているのが、ひょっとしたら掃除された後に誰かがごみをほってる。そうしたら、掃除された後でも汚い状態になってます。そういうことも少なからずあるときもあると思います。

ただし、皆さん、どこのイオンでもそうです。商業施設の手洗い見てください。立派な飲食店は、やはり仕事の基本は清掃から始まり、清掃に終わるということの上で、便所に何時何分誰が清掃したと明記があります。私はこれをできれば、もっといい案があればやってくれたらいいんですけども、やったらどうかと。例えば大きな看板に何月何日、何時に清掃が終わったと。そうしたら、終わった後、すぐに汚れていたら町にも連絡入ります。そういう目で皆さん見はります。ごみがあった。ああ、あした来るねんなど。ほんだら、ちょっと集めとってあげようと。そうしたら、きれいな公園の維持管理というのはできると思うんです。その辺は考えることはありませんか。

○地域活性課長（吉川浩行） はい。

○議長（谷本昌弘） 吉川課長。

○地域活性課長（吉川浩行） 今、佐藤議員からご指摘がありましたその清掃時間の記入ということなんですけれども、実際、僕もほかの商業施設だとかトイレに行ったときなんかは、時間書いているのは見受けられます。ただ、公園に関してですけれども、僕も全然その辺はちょっと考えてなかったんで、ほかのそういった近隣とかの状況も踏まえてちょっと探っていきたいと思います。

以上です。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 今、答弁いただいている職員の方からも近隣の住民や私たちが公園でゴミ掃除しているときに、どのぐらいのどういう種類のごみがあるのか。お休みの日、土曜日の早朝とか、のぞきに来てくださったことがございます。ただ、そのときはすごくうれしかったけれども、それで終わってます。その後が大事やと思うんです。私、言いました。ある

公園では半分以上が何とかさんというようなコンビニエンスのごみばかりです。その職員に私、言いました。そのコンビニエンスストア、大手さんです。そこと提携して、名前でも入れてあげて、宣伝に。ごみ箱の1つでも一緒に置こうというような、そういう動きはないですかということを行いました。その後、何が問題があったのか、何の返答もまだいただいておりません。お散歩で通る道端とかに、泉台のほうから大輪田に抜ける道、夕日がきれいだから、散歩している人に座ってもらうためにベンチや、ちょっとしたごみを入れられるように、ごみ箱の設置をしたらどうだという住民の要望も伺っております。お話しはしているんですけども、どのように対応していったらええか、どのように進めたらいいかというのが私も迷っているところです。何かやっぱりそういうふうなことをやっていかないと、ごみ箱の設置とか警告板やPR板というのは民間企業と、その名前を入れてあげるとか、協働で考えとかいう人は幾らでもあると思うんです。それを私たち議員がやらないといけないのか。町にはそういうふうな動きをする部署も、広報広聴課もあるし、動けると思うんです。その辺をどうお考えか教えてください。

○地域活性課長（吉川浩行） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 吉川課長。

○地域活性課長（吉川浩行） ごみ箱の設置についてということなんですけれども、全国の事例で言いますと、家庭ごみを持ち込む人や、カラスや猫など、野生動物がごみをあさる。安易なごみの不法投棄といった、犬のふんやたばこの吸い殻を捨てていくという事例が報告されています。これは衛生問題にも関わることで、たばこの吸い殻につきましては火災の危険性があり、安全性を確保できないということもあります。

そのほかにつきましては、国交省が平成18年3月に発表した国土交通行政におけるテロ対策の総合点検の中に、国営公園のごみ箱の撤去が挙げられております。これをきっかけに全国的に撤去が進められたということもありまして、設置は今はしてないというところ。近隣4町に聞かしても、設置していないということでもあります。

また、看板の設置についてということなんですけれども、不法投棄の看板の設置については、現在考えておりませんが、今後そういった電化製品等の不法投棄がされた場合などは、警察と協議をいたしまして検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） そのごみ箱の布団、一時私も見たことがあります。西名阪の香芝インターに通勤途中、大阪に向かう途中、ごみ箱に布団が放り込まれていると。そういうふうなことがゼロとは私は思いません。ただし、ごみ箱をつくっているメーカーも日々研さんしております。蓋をつけるとか。テロ対策のときには、はっきり言うて橿原神宮に皇族が参拝されるときは、天皇陛下来られるときはマンホールにも封印します。やっぱりその辺は考えたら方法はあると思うんです。

ただ、先ほど最初に冒頭に言いましたけれども、仕事は掃除で始まり、掃除で終わるんです。それができない汚い町には誰も来てくれません。関係人口も増えません。やっぱり町として人を呼びたい、そういう意識があるときにはネーミングライツ、命名権譲渡、それは確かに赤田池公園、例えば例出した場合に、ヤフオクドームのような億単位、5年で25億も稼げません。それは無理です。ただし、自分らの足で一生懸命動けば、そういう元気のいい民間企業もおられます。どれだけ一遍当たったのか。多分当たったことないん違うかなと失礼ですけども、思います。果たしてこれは各議員が時間があるときにそういうふうにしていかなあかんのか。もっとそういうふうないろんな発想をしていただきたい、そういうふうにしてます。もっと小さいところで例出したら、京都の清水寺の境内のトイレ、はんなりトイレと命名されて、年10万円で大手のトイレメーカーがスポンサーについてます。やっぱりそういうふうにやれば、元気のいい企業はありますよ。協力もしてくれます、河合町の心意気を本当に感じてくれたときには。

先ほど来何回も言うてますけれども、美しい河合町の公園や景観を残すことは人口増を目指す河合町に必要と私は考えてます。企業誘致や関係人口増を目指すときに、最初の一步はポイ捨てごみの少ない町、美しい公園がスタートではないかなと思います。私ばかり言っても仕方ないので、同じように次の12月定例会に向けて具体的に何かごみが減るようなことをやってみようと思うようなことがあればお話しください。

○議長（谷本昌弘） 残り1分ですんで、まとめてください。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 福辻部長。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） ごみ対策に関してなんですけれども、警告看板の設置というものは、ごみが劇的に減るとは限りませんが、町としても見過ごしているわけではないというメッセージも大切だと思っております。地道ではありますが、こつこつと頑張る活動としてモデル的に警告板の設置を検討したいというように考えております。

また、先ほど巡回の頻度、週に1回シルバーのほうで巡回をしていただいているということですが、その周知といたしまして、広報紙、ホームページなどに週に1回シルバー人材センターで掃除のほうをしているというようなことも周知してまいりたいと思っております。

そして、もう一つ、モデル的には、今公園の利用者の多い公園につきましては、やはり一般の人の協力も交えながら清掃活動に努めてまいりたいと考えておりますので、モデル的にほうき、さらいなどある場所に設置させていただいて、そしてごみを収集していただいたら、そちらのほうに看板など設置、役場の電話番号なり、担当課の記載をさせていただきまして、電話いただいて収集していただいたごみについては役場のほうが改修に当たるなど、そのような取組をしていかなければならないと考えております。

以上です。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） ありがとうございます。

その看板を設置するのに当たりまして、できれば先ほどから何回も言うてますように、例えば犬のふんは持ち帰りましょうの看板であれば、大手、たくさんもう思うだけで3つ、4つ挙げられますけれども、そういうふうなペット飼料をつくっている会社、そういうところとできればタイアップして、財政の厳しいところでございますので、そういうふうな協力を得て、民間の力を利用してやっていっていただきたいなと思います。

以上です。ありがとうございます。

○議長（谷本昌弘） これにて佐藤利治議員の質問を終結いたします。

10分間トイレ休憩します。

11時からやります。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

○議長（谷本昌弘） 再開します。

◇ 中山義英

○議長（谷本昌弘） 2番目に、中山義英議員、登壇の上、質問願います。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

（5番 中山義英 登壇）

○5番（中山義英） 議席番号5番、中山義英。

それでは、議長の許可を得て、ただいまより一般質問通告書に従って一般質問を行います。

質問事項1、普通財産の管理・処分について。

公共施設の統合や廃止等により、行政財産から普通財産へ転換される財産は今後増加することが予想される一方で、維持管理にかかる経費は軽視できず、積極的な活用や処分に取り組まないと、将来、本町の財政運営に大きな影響を及ぼすことが予測されます。

6月議会の時点では、河合町が所有する普通財産の土地は約6万9,000平米、約2万坪あって、河合町が所有するに至った経緯は、土地開発公社の解散に伴い町が代物弁済として取得したものが40%、小学校、保育所等の公共施設廃止に伴うものが47%、その他が13%となっています。

町長からは、普通財産の利活用は重要な課題と認識している。また、担当部署からは、河合町町有未利用土地の利活用基本方針に基づいて、普通財産の利活用を進めているとの答弁がありました。

しかし、普通財産の管理・処分に関する現状は、台帳への登録が漏れていたり、測量や登記の完了していないところが存在するなど、管理が不十分である上に、収入確保に向けた売却処分も進んでいません。

以下、普通財産に関連して2点質問します。

1、河合町町有未利用土地の利活用基本方針は、管理・処分において、その役割を十分果たしていますか。

2、利活用が決まっている土地と決まっていない土地はそれぞれどれぐらいありますか。また、決まっていない土地は、いつまでにどうしていくのか、町の具体的な計画はどのようになっていますか。

質問事項2、地籍調査の実施について。

日本では東日本大震災の復旧・復興事業の際に地籍調査の重要性が再認識されましたが、

奈良県の地籍調査進捗率は、平成29年度時点で全国平均52%に対して12%、全国44番目と全く進んでいません。

そうした状況から、平成29年10月の奈良県市町村長サミットで、知事から地籍調査の重要性が説明され、その重要性を理解した多くの市町村では、近年、地籍調査が積極的に実施されるようになりました。令和4年度は、県内で8市7町6村の自治体が地籍調査を実施しています。

奈良県公表の地籍調査進捗率で、河合町は55.6%と県内では上から7番目の進捗率になっていますが、地籍調査がストップして30年余りが経過していることから、令和2年9月に地籍調査関連の一般質問を行いました。一般質問を行ってから既に2年が経過します。現在の進捗率及び今後の方針はどのようになっていますか。

以上で登壇しての質問を終え、後の質問は自席にて行います。

○総務部長（上村卓也） 議長。

○議長（谷本昌弘） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） 私のほうから、1つ目の普通財産の管理・処分について答弁させていただきます。

まず1つ目、河合町町有未利用土地の利活用に係る取扱い方針についてです。

河合町町有未利用土地の利活用に係る取扱い方針につきましては、町の普通財産の未利用土地について財源確保や維持管理費の節減を図る上で、貸付けや売却処分等をより積極的に進める必要があるとして、平成25年10月に定まったものでございます。当該基本方針につきましては、個別の未利用土地の今後の方向性を判断する重要な指針であり、この基本方針に基づき、これまで個別の未利用土地の分類や貸付け、また売却処分を行っております。

2つ目の利活用が決まっている土地と決まっていない土地はそれぞれどのくらいあるかということでございます。現在保有しております普通財産は約6万9,000平方メートル、うち利活用が決まっている土地としましては約4万9,000平方メートルになっております。また、決まっていない土地につきましては残り2万平米となっております。

利活用が決まっていない土地につきましては、道路や小集落地区改良事業の団地など、本来利活用が困難な土地が多く存在しますが、これらの土地につきましては部分的な貸付けや隣接する方への売却促進、また、地域コミュニティーの向上に役立つような利用と最適な方法を検討しております。

また、現時点ではこれらの利活用が困難な土地を解消するための計画は未策定でございます。

す。いつまでに完了できるかにつきましては回答できませんが、解消にはかなりの年数を要すると考えております。

以上です。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） はい。

○議長（谷本昌弘） 杵本課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） 私のほうからは、史跡調査の実施について答弁させていただきます。

本町の地籍調査は、昭和59年に休止しており、進捗率に変化はございません。今後の方針といたしましては、令和3年度において対象地となる3大字に実施の意向を確認したところ、2大字から希望する旨の回答をいただきましたので、まずは実施を希望された大字にて、令和5年度からの再開を目指し、準備に取りかかりたいと考えております。

以上でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） そうしたら、普通財産のほうから質問させていただきます。

学校や幼稚園、保育所など、公共施設として利用していた土地建物が廃止等の理由で利用しなくなれば、町はその土地建物を普通財産として民間に貸し出したり、売り払うこともできるようになります。河合町が令和4年3月に公表された河合町財政健全化計画改訂版の中で、利用予定のない町有地や施設の廃止等で余剰となった処分可能な町有資産の売却を進めていきますと明言されています。にもかかわらず、なぜ売却に向けた積極的な動きがないのか、その理由をお答えください。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（谷本昌弘） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） 未利用土地につきましては、方針に基づき進めさせていただいております。ただ、かなり件数もございます。また、その土地の中には小さいものや、例えば道路に面していないものなど、そういったものも多数含まれております。それぞれの土地につきまして、検討を重ねていっているということで、実施について時間がかかっているというようなことになっております。

○5番（中山義英） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。



○5番（中山義英） ちょっと今の説明、もう一つよく分かりません。もっと具体的に6万9,000平米の未利用土地があるのに、その辺りがほんまに売却進んでないと思うんです。具体的におっしゃってください。今の説明ちょっと分かりにくいです。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（谷本昌弘） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） すみません。未利用土地ですが、売却済んでいない部分、主なものという形で具体的に申し上げさせていただきます。

現在、検討を進めております部分が旧の幼稚園、それと旧の西穴闇保育所、そして法隆寺のインター北側の用地、あと、旧の西大和の配水池の4か所につきまして現在検討を進めているというところでございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） 数が多いんで、いろいろ事情はあるにせよ、取りあえず町が公表した以上、町長には事業を進めていく責任があると考えます。書くだけなら誰でも書けます。町長に質問します。普通財産の売却をよりスムーズに進めるために河合町には今何が必要と考えておられますか、お答えください。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 町長。

○町長（清原和人） そうしたら、今の件についてお答えさせていただきます。

議員指摘のように、ちょっと今大事なのは部長が答えましたように、令和4年度中に売却をしていく、そういう目標を立てております。そういう中でスピーディーさが少し足りない部分かなとは思っております。私も議員時代に広瀬台保育所の跡地ですね、それを売却するために売却の委員会に議会の代表で入らせていただきました。それはかなり会議もございまして、何か月に1回かやりました。そのとき、その中で初めは多分1億以上の値段であったのが、なかなか売却できないということで、その中でいろんな論議をしまして、それから価格的には3つぐらいあるんですかね、路線価とか、そういう公的なちょっとほかの部分は今忘れたんですけども、それで多分9,000万ぐらいまで落として、何とかあったかなということを経験してまいりました。そういうことで、やはりちょっとスピーディーさとか、そういう部分は今ちょっとまだ遅れている部分があるかなとは承知しております。だから、これから目標に掲げております令和4年度中に何とかするというので、これから

ちょっと頑張っただけでまいりたいと思います。

以上でございます。

○5番（中山義英） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） いろいろ町長言うていただきましたけれども、私が河合町のところで思うに、感じる場所なんですけれども、主に3点ございまして、1点目は町長のやっぱり強いリーダーシップと役場全体としての問題意識の共有。それと2点目、担当部署の組織強化。3点目、町有財産の管理処分に関して一定のルールを決めること、これが一番必要だと思います。

そこで質問します。河合町では普通財産の売却に関して進捗管理は誰が行って、そのチェックは誰が行っていますか、お答えください。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（谷本昌弘） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） 進捗管理でございます。町有地の中でも特に今話に出ております4つの土地の部分につきましては、昨年度改定いたしました財政健全化計画にも令和4年度に売却するなどとしており、町の大きな課題というふうに考えております。そのため、管財課が進捗状況の確認、また管理を行い、毎月の三役を含む内部会議で報告を行って、現状や今後のスケジュールについて協議を行っております。町にとって最適かつ早期に売却できるように努めております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） 担当課がされているのが分かるんですけれども、これは本来進捗管理は町長自らが行っていないことが一番売却が進んでない原因の1つやと私は思います。

では、質問します。普通財産に関する情報がほとんど町民に公表されていないのはどういった理由からですか、お答えください。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（谷本昌弘） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） 公表ということでございますが、町が売り払いとか、あと貸付けを予定している土地につきましては、主なものとして、その一覧をホームページに公表させていただいております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） 普通財産の維持管理には町民の税金が年間で約700万円使われています。公表は行政の責務と考えます。10月末までに普通財産全てについて、どこにどれだけあって、どのような状態で管理が行われているかを広報やホームページで町民に公表できますか、お答えください。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（谷本昌弘） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） 公表につきましてですが、その中には利活用が困難な土地とかいう部分があります。例えば道路や小集落地区の残地とかいう部分とか、あと道路に面していないとかいうような部分もかなり多く存在します。その部分の件数もかなりありますので、公表することによってかえって分かりづらいのかなというようなところを思って、主なものだけに限定をさせていただいております。ただ、今言っていたきました部分、一度検討のほうはさせていただいていると思います。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） 全て公表してください。

では、前回、担当部署から河合町の普通財産の管理処分は河合町町有未利用土地の利活用基本方針、以下、基本方針と表現しますが、その基本方針に基づいて利活用を進めているとの答弁がありました。今回の答弁でもこの基本方針はある程度活用できているという答弁されていますので、管理に関して3点質問します。

1点目、普通財産を貸し付ける場合の貸付期間及び貸し付ける場合の担保や保証人の取扱いはどうなっていますか。

2点目、貸し付けた普通財産が仮に又貸しされていた場合、町としてどのように対応されますか。

3点目、貸し付けた普通財産が使用目的以外の用途に使用された場合、原状回復はどのようになっていますか。

以上、3点についてお答えください。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（谷本昌弘） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） まず1点目でございます。貸付期間ということでございます。最長1年間ということで、その後は双方に異議がなければ自動更新という形で行っております。

次に、又貸しについてでございます。第三者への貸付けというのは禁止しております。もし違反した場合には、契約を解除し、土地などを町に返還する旨、定めております。

あと、目的外の使用ということでございます。これも又貸しと同様、違反した場合には契約を解除を行うという形になっております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） 貸付期間は借地借家法に基づいて決めておかれたほうがよいと思います。

次に、賃貸で貸し出すに当たって、担保や保証人、これはどうなっていますか。

○総務部長（上村卓也） 議長。

○議長（谷本昌弘） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） 担保や保証人ということですが、現在、行政財産の貸付けに準じて行っております。担保や保証人を立てておりませんが、今後長期での貸付けの要望があった際には検討を進めさせていただきたいと思います。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） 担保や保証人を求めている理由、具体的にお答えください。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（谷本昌弘） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） はい、すみません。行政財産の貸付けに準じていると申し上げさせていただきました。その中で、連帯保証人という形の部分を必要に応じてつけるというような形になっております。そのため、この部分を現在つけておりません。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） 普通財産はどうなっていますか。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（谷本昌弘） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） すみません、言葉足らずで申し訳ないです。先ほど申し上げましたが、行政財産に準じて普通財産を行っているというような形になっております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） 私がこれと言いたいことは、基本方針というのは役場内部の取組規定であって、何ら法的拘束力はありません。そのために常に担当課任せのペースで仕事が進んで、議会のチェックもできにくい状況にあります。そこで、町有財産全てに関して財産の取得から管理処分に至る一連の行為をルール化した条例を制定する考えはありますか、お答えください。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（谷本昌弘） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） 条例化するという考えはあるかということでございます。奈良県内とか近隣におきましても条例や規則という部分で設置している自治体があるということは認識しております。財産の適切な管理とか、あと包括的な運用を図っていく上で、必ず条例のほうで定めなければいけないのかといった部分を含めまして、今後検討していきたいというふうに思います。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） 一応検討結果を12月まで回答いただきたいと思います。奈良県下の中では橿原市と明日香村、ここは条例です。規則については近隣では王寺町、広陵町、斑鳩町、三郷町、安堵町で制定されています。条例化することは、町民に対して行政運営の透明性を示すことにつながる一方で、議会の監視機能の強化にもつながります。早急に条例化は進めたいと思います。もし河合町のほうでつくる考えがないなら、議会のほうで考えます。

続いて、普通財産の売却に関して質問します。

先ほど河合幼稚園、西穴闇保育所、西大和配水池跡地、法隆寺インターチェンジ北側の4つの土地、前回もこの売却の意思があるという答弁がございました。この4か所について売却に向けた現在の進捗状況と、いつまでに売却するのか、それぞれについてお答えください。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（谷本昌弘） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） そうしたらお答えさせていただきます。

まず、旧の河合幼稚園でございます。この分につきましては、令和2年度及び令和3年度

の入札が不調に終わったというところがございます。現在、サウンディング調査と並行しまして、売却条件の再検討を行っております。令和4年度中の売却に向け、検討している状況でございます。

続きまして、旧の西穴闇保育所でございます。敷地内の防災無線とか雨水排水施設、また文化財の保護区域などがあります。その関係で境界確定に時間を要するため、令和4年度につきましては貸付けを行っております。令和4年中に土地の整理を行い、令和5年度に売却をしたいというふうに考えております。

続いて、法隆寺のインターの北側でございます。この分につきましては、土地の境界、また地質調査というのが完了しております。現在、売却するための諸条件の設定を行っております。この分につきましても令和4年度の完了目標に進めております。

続いて、旧の西大和の配水池でございます。この分につきましては、地下構造物が多数あることから、サウンディング調査と、それと並行しまして、また最も有益な売却条件とか処分方法を検討しております。この分につきましても令和4年中の売却を目標に進めております。

以上です。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） そうしましたら、それぞれについてちょっと質問していきます。

まず、法隆寺インターチェンジ北側の土地は、これは以前、土地開発公社が交流センターの建設用地として先行取得したけれども、財政状況等の理由から事業計画がなくなったと。それで町が持ち続けているということでした。事業計画がなくなってからほかに利用目的がないなら、なぜすぐに売却手続に取りかからなかったのかお答えください。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（谷本昌弘） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） 法隆寺インター北側の土地でございますが、平成7年の12月にたしか交流センター建設用地として公社が先行取得したと思われま。交流センター自体は頓挫したというか、計画が止まっているとかいうような部分につきましては、資料がないため、ちょっといつの時期かということとは不明でございます。ただ、平成28年に当初予算において当該土地について情報発信施設というようなところで調査費を提案した経緯がございます。なので、少なくともその時点までは事業用地というような形になっていたのかなというふう

に考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） では、町長に質問します。法隆寺インターチェンジ北側の土地は第一種住居地域で、住宅以外に3,000平米以下の店舗や事務所、ホテルなどの建築の可能な場所で比較的売買しやすい土地です。また、民間に売却できたら、毎年約180万円の固定資産税が入ってきます。しかし、売却に向けて積極的に取り組んでおられないため、結果的に河合町の税収の損失になっています。町長はこの現状の行財政運営をどのように評価されていますか、お答えください。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 清原町長。

○町長（清原和人） 先ほどもちょっと申しましたけれども、スピーディーさには少し欠けているかなというのは思っております。ただし、ここ何年もやっております重要課題検討会議の中で、先ほど部長申しあげました令和4年度の売却予定並びに保育所につきましては、令和5年度ということで、その中では論議を進めております。そういうことで、少しでも早くというか、いつもおっしゃっていただきますけれども、収入も増やす、また町の活性化にもつながりますので、これについては積極的に進めてまいりたいと思います。

以上です。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） それでは、河合幼稚園跡地について質問します。

前回、町長から担当課のほうには一刻も早く売却できるように指示しているとの答弁がありました。担当課に町長からはどのような指示があったのかお答えください。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（谷本昌弘） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） 旧の河合幼稚園の売却ということでございますが、町長のほうからは、二度入札が不調に終わったというようなところもございまして、再度どういう形が一番売却に適しているのかというようなところの検討を行えというようなことで指示をいただいております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） 河合幼稚園跡地は売却の際に隣接している公園を含めるか、含めないか、これで大分売れるか、売れないかわ変わってくると思います。

続いて、西穴闇保育所跡地については、現在、賃貸していると、貸し出しているということですが、これはいつからいつまでですか、お答えください。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（谷本昌弘） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） 貸出しにつきましては、令和4年4月1日から令和5年3月31日の1年間ということになっております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） では、次に、西大和配水池について質問します。

この場所は第一種低層住居専用地域であるため、建築物はかなり限定されます。配水池跡地は高台で、風光明媚な場所にありますが、河合町として跡地にはどのような建物ができることを望んでおられますか、お答えください。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（谷本昌弘） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） 西大和の配水池でございます。用途区域が議員おっしゃいましたように、第一種低層住居専用地域ということになっております。町では今現在では一戸建て住居の整備ということで想定をしております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） 土地の用途変更が必要になりますが、河合町の税收や人口など、将来的なことを考えたら、私としては四、五階建てのマンションが建てられるような土地の用途に変更した上で売却されることを望みます。

それでは、改めて質問します。自治体の財産管理及び運用について、地方財政法第8条の規定内容を河合町はどのように理解されていますか、お答えください。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（谷本昌弘） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） 条文の中には財産を適正に管理していくと。最も効果的な運営を図



っていかなければいけないというようなことだったというふうに思っております。当然その部分も念頭に置きながら検討を行っていったというふうなところでございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） あの自治体の財産は共通して地方財政法第8条で常に良好な状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的にこれを運用しなければならないと規定されており、普通財産であっても特別な意識や目的を持たないまま所有する状態が法的に大目に見てもらえるわけではないことを河合町はもっと認識すべきです。要は法的にはちんたらちんたら仕事をやっているは駄目ですよということです。河合町が持っているだけでは1円の税金も入りませんし、河合町の地価は毎年急激に下落しています。ほかに利用目的がないなら早急に売却を進めるべきです。

質問します。4つの土地の現在の鑑定評価額は幾らですか。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（谷本昌弘） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） お答えさせていただきます。

まず、旧の河合幼稚園です。6,228万7,000円、これは令和2年8月に鑑定を行ったものでございます。

続いて、旧の西穴闇保育所、3,513万6,000円、この分も同じく令和2年8月に鑑定を行っております。

続いて、法隆寺インターチェンジ北側、2億4,842万7,000円、この分につきましては令和3年8月に鑑定を行っております。

続いて、旧の西大和配水池7,160万4,000円、この分につきましては令和3年1月に鑑定を行っております。それで、旧の西穴闇保育所なんですけど、境界がまだ未確定というふうなところで、今、公簿面積で算定した形の金額となっております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） 今、答弁された価格で売却できたら一番いいんですけども、では、土地の鑑定評価について質問します。土地の鑑定評価には主に4つの方法があります。1つ目は、当該普通財産の取得価格、2つ目は不動産鑑定士による鑑定価格、3つ目は近傍の類似した土地の売買の実例価格、4つ目は近傍の類似した土地の固定資産評価額です。河合町は

土地を売却する際に、どの鑑定評価を採用されていますか。その根拠と併せてお答えください。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（谷本昌弘） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） お答えさせていただきます。

まず、旧の河合幼稚園でございます。すみません、旧の河合幼稚園、そして旧の西穴闇保育所、法隆寺インターチェンジ、旧西大和配水池全て同じような形になっております。方法として鑑定評価ということで、取引事例比較法というようなことで、実際に売買された取引事例を基に価格を算定しております。

以上です。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） そうしたら、その鑑定評価というのはさらに誰がチェックされてます、そこから。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（谷本昌弘） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） 鑑定評価いただいて、その内容について担当課の技術職員が確認をしているというような形になっております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） もう金額も大きいし、職員がするよりも、やはり誰かほかの不動産鑑定士に私は見てもらうほうがいいかなと思います。

続いて、利活用の決まってない土地が2万平米ほどあって、今のところ方向性は未定ということですが、将来的に利用目的のない土地は、先ほども言われてますように、売却することで町の財産確保や維持管理費等の経費削減につながるので、できる限り早く方向性は決めていただきたいと思います。

それと、前回、町長から普通財産の売却に関して、売却検討委員会のほうで議論を進めているとの答弁がありました。

質問します。売却検討委員会はどのような基準で開催されるのか、また過去3年間の委員会の開催回数を年度ごとにお答えください。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（谷本昌弘） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） 売却検討委員会ということでございます。正式な名称といたしまして、すみません、町有財産等売却処分審査委員会ということでございます。この委員会で町にとって最も有意義な売却、貸付けなど利活用の協議を進めていただいております。あと、実施した回数ということでございますが、すみません、令和元年度はなしです。令和2年度1回、令和3年度1回というような形になっております。回数自体が少ないというような要因なんですけれども、実際にこの主な4つの土地について売却を検討を行っていて、その境界確定とか、あとその辺の事務手続の部分で、それを優先して行ってきたというようなところでちょっと回数のほうは少なくなっております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） 回数が少ない理由も言うていただきました。

では、町長に提案します。河合町には普通財産いっぱいあります。少しでもこういった課題を解決するため、現在の売却の検討、これ審査委員会ですか、それとは別に一般公募による町民を中心とした検討委員会を立ち上げて、普通財産の利活用を検討していく考えはありますか、お答えください。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 町長。

○町長（清原和人） 今、いいご提案はしていただいたかなと思うんですけれども、今ちょっとお聞きただけで、それをこちらのほうでもしっかり検討というか、ちょっと考えてみたいと思っております。

以上です。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） 提案させてもろてますのは、やはり町民の中にはいろんな知識やアイデア、人脈を持っておられる方が多数おられます。一般公募による町民を中心とした検討委員会も利活用を考える上で有効なやり方と考えます。人口減少、少子高齢化、財政逼迫というこれからの社会情勢を考えると、普通財産の活用・処分への取組は避けて通れない。いつか誰かがやらなければならない重要な課題、問題を先送りしないで真剣に私は取り組んでいた

だきたいと考えます。

では、続いて地籍調査について質問します。

地籍調査の質問を行ってから2年がたちます。改めて地籍調査とはどういうものか、その目的と併せてお答えください。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） はい。

○議長（谷本昌弘） 杵本課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） では、地籍調査事業の経緯と地籍調査とは、そして、その必要性についてお答えさせていただきます。

地籍調査は、昭和26年に制定された国土調査法に基づき行われております。以前は明治政府が行った地租改正において測量等が行われ、図面が作成されておりましたが、短期間で作成されたこと、素人の土地所有者が測量を行ったこと、当時の測量技術が未熟であったことから、面積や形状が必ずしも現地と整合しておらず、地域によっては脱落地や重複地などの問題が生じておりました。そこで、国土の開発及び保全、その高度利用と併せて地籍の明確化を図るため、地籍調査法に基づく地籍調査が実施されました。

まず、地籍でございますが、分かりやすく言えば土地の戸籍のようなものでございます。その土地がどこにあり、どのくらいの大きさで、どのように使われており、誰の所有かといった情報でございます。地籍調査は一つ一つの土地において所在、地番、地目、所有者を調査、確認するとともに、その土地の境界の位置を所有者の立会いの下、確認した上で測量を行います。精密な測量技術で、その土地が地球上のどこにあるかを経緯度に関連づけて正確に測定し、その結果を地籍図と地籍簿に取りまとめ、都道府県知事の承認を受けた後、法務局へ送付するものでございます。

地籍調査の必要性ですが、改めて認識されましたのが東日本大震災でございます。大規模地震の発生時には、現況地物の滅失により境界の復元が難航し、境界確認作業に不測の時間を余儀なくされたこと。また、地籍調査が完了している地域では、迅速な災害救助や仮設住宅の設置など、速やかな復興につながったことを伝え聞いております。本町といたしましても、南海トラフ、大地震の発生に備え、調査を推進する必要があると考えております。さらに地籍調査には土地の境界トラブルの防止や土地取引の円滑化など、実施には多くのメリットがございます。

以上でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） ありがとうございます。

では、河合町では地籍調査がストップして30年になります。30年以上かな。先ほど令和5年度から実施すると言われましたけれども、どんな根拠を持って5年度から再開できるのかお答えください。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 杵本課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） 地籍調査の再開に向けては、奈良県と令和3年度から協議を重ねてまいりました。この町からの思いというのを酌んでいただき、事業実施に係る予算の概算要望を本年度6月に行っております。

以上でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） 地籍調査が再開できたのはまちづくり推進課の職員の方の努力のおかげということは分かりました。では、地籍調査を進めるに当たって、地元の合意や協力が必要で、河合町が単独で調査は進められません。

質問します。河合町において地籍調査が完了していない地域は佐味田、穴闇、西穴闇の3か所であると以前に担当課から答弁がありました。仮に令和5年度から実施するとして、3か所とも地元の合意形成は図れていますか、お答えください。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 杵本課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） 3大字対象地域があります。佐味田地区、穴闇地区におきましては意向を確認させていただいたところ、希望するというお答えをいただきました。西穴闇につきましては、やはり先ほど議員おっしゃっていただいたとおり、地籍調査には地元の協力が不可欠になります。そこで、やはり大字からの人員が出せないということで、その地籍調査の必要性というのは十分に理解示していただいたんですが、今回は断念という形になっております。

以上でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） 現時点では1か所の合意形成は図れていないということですが、町長に質問します。市町村によって地籍調査の進捗率に差があるのは、市町村長の理解と熱意が大きく左右していると、平成29年の市町村長サミットで奈良県知事が説明されています。地籍調査の重要性とその効果について、町長はどのように理解されていますか、お答えください。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 町長。

○町長（清原和人） 先ほども担当課のほうでお答えしましたし、多分前回議員のほうからも地籍調査の重要性を指摘していただきました。東日本大震災のときには本当に復興が早まった、うまくいったということもあります。

それから、本町なり近隣でもお聞きしているのは、土地トラブルのそういう防止ができる。それから土地取引の円滑化、それから、公共事業を進めるに当たりまして、本当に効率化ができる。いろんなメリットがございまして、この事業実施の必要性は理解しております。そういうことで担当課のほうもいろいろこちらのほうに相談に来ていただきまして、令和5年度からやるということをお聞きしておりますので、これについては着実に進めてまいりたいと思っております。

○5番（中山義英） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） 町長が答弁されたように、地籍調査は市町村にとって重要な事業です。それで改めて町長に質問します。合意形成が図られていない地域について、今後どうされますか、お答えください。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 町長。

○町長（清原和人） 担当課のほうでもいろんなお話に行ってもらっているということは聞いておりますが、もし私が行って、そこでお話するようなことがございましたら、しっかりと、足を運んで説明していきたいと思っております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） そうしましたら、令和5年度からは合意形成が図れた地域から地籍調査は実施されると考えてよろしいですか、お答えください。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 杵本課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） はい、その予定をしております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） では、令和5年度から実施すると仮定して、まだ土地所有者には何も知らされていません。どの地域から調査を始めるのか、また、土地所有者、地元への説明はいつから、どのような形で進めていくのか、町の方針をお答えください。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 杵本課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） はい、まず予定をしている地区でございます。佐味田地区の一部から開始する予定をしております。説明会の開催ですが、説明会等の地元調整は予定しておりました時期から遅れております。これから鋭意進めていきたいと考えております。以上でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） とにかく地籍調査をやると決めたら、できるだけ早い段階から説明会等を行って、関係者への周知を図ってください。

では、地籍調査に当たって、現在、国・県・町の費用負担の割合、これはどのようになっていますか、お答えください。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 杵本課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） 事業負担割合にございます。まず国が50%、奈良県が25%、河合町が25%となります。また、奈良県及び河合町が負担する経費については、80%は特別交付税措置の対象となるため、実質的な負担は5%となります。

以上でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） 費用負担の割合は分かりましたが、調査費用は一旦全額を河合町が肩代わりして、後から国・県から補助金で返ってくるのか、それとも最初から河合町負担分の

5%だけ払ったらいいのかお答えください。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） はい。

○議長（谷本昌弘） 杵本課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） こちら補助金となります。一旦河合町が負担した後に、補助金として返ってまいります。

以上でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） では、これから調査を進める3か所の地籍調査に要する費用で、河合町の負担分は総額でどれぐらいを見込んでおられますか、お答えください。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 杵本課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） まず、令和5年から地籍調査に要する費用でございます。今後10年間で6,310万円でございます。そのうち国の負担が2分の1で3,155万円、県と町の負担がそれぞれ4分の1で1,577万5,000円でございます。県と町の負担分の80%が先ほど申し上げたとおり、特別交付税措置されることから、町の実質負担は315万5,000円となります。以上でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） それでは、質問します。地籍調査がストップして30年以上になります。恐らく担当課には地籍調査の経験者はおられないと思います。経験者がいない中で、令和5年度から本当に地籍調査を進めていけますか、お答えください。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 福辻部長。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） 議員ご指摘のように、地籍調査も経験をした職員はございません。しかし、国が示している地籍調査の進め方などを参考に、現在取り組まれている市町村の直面している課題などの情報収集を行いながら、早期完了を目指して取り組んでまいります。以上です。

以上です。

○5番（中山義英） 議長。



○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） では、地籍調査をよりスムーズに進めるための資料として、公図の基になった古図もしくは字切図はそろっていますか。また、河合町が所有する航空写真で一番古いものは昭和何年のものですか。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 福辻部長。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） 私の認識しているところによりますと、古図と字切図はそろっております。一番古い航空写真につきましては令和3年のものを確認しております。そして、この古い分に関しましては閲覧が可能な国土地理院の空中写真は30年代のものが存在しますので、こちらを活用することも考えられると思っております。

以上です。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） 実際現場でもめたときに、現地、大昔はどうなっていたかというのを知るのが、やはり古い航空写真というのは一応書かせないものです。

では、質問します。3か所の地籍調査、先ほどは10年間を見て終わらせるというふうな質問でしたけれども、実際いつまでに終わらせる予定かお答えください。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 杵本課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） 先ほど私、申し上げました言葉足らずで申し訳ございません。10年間ということでお答えさせていただいております。それにつきましては佐味田の一部、令和2年4月に区域指定しております。その区域指定した区域を終わらせるのに6年ということになります。穴闇地区の4地区、一部です。こちらも一部になりますが、それを終わらせるのに4年ということで、計まず10か年ということで、10か年の計画を立てております。

以上でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） 余裕見るもあれなんですけれども、税金の関係もあるんで、3年間で終わらせるべきだと私は思います。もめそうなところは事前にチェックして、確定できそうな

ところから進めるとか、やり方を工夫すれば、3年間で終わらせることは可能かなど。要はやり方、事前チェック、説明会がポイントになります。

では、町長に質問します。地籍調査を進めるに当たっては、関係資料以外にも測量や登記などのもろもろの知識が必要になりますが、今の組織体制のままでは相当きつuitと考えます。地籍調査を進めるに当たって組織体制の強化はどのように考えておられますか、お答えください。

○町長（清原和人） 議長。

○議長（谷本昌弘） 町長。

○町長（清原和人） 今のところはちょっとまだ具体的な部分は考えておりませんが、今ちょっと指摘していただいたように、いろんなところ、専門的な知識も要るということはちょっと分かりましたので、ちょっと担当部のほうと協議して、どういう組織でいったら一番早く終わるのかということで、それはしっかりこちらのほうで町としても検討してまいりたいと思います。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） これは私の思いなんですけれども、組織強化として土地家屋調査士を公職として週に3回ぐらい河合町で常駐してもらおうというやり方が一番いいのかなと思います。

では、ここからが一番大事な話になってくるんですけれども、地籍調査を行えば、少なからず登記簿上の面積と実際の面積に違いが生じ、当然固定資産税額にも影響します。地籍調査後の固定資産税の課税方法について、河合町のやり方は地籍調査の結果、実際の面積が登記簿より少なかった場合、税金は下げます。一方、実際の面積が登記簿より多かった場合、税金は上げずに調査前の面積で課税しますという税の公平性を欠いた不適切な課税方法になっています。2年前に河合町の課税方法は、地方自治法第242条第1項の違法もしくは不当に公金の賦課もしくは徴収もしくは財産の管理を怠る事実にあたるものとして住民監査請求及び住民訴訟の対象になり得ることを指摘しました。

2点質問します。現在も地籍調査後の課税方法について、河合町のやり方は適正な課税と判断されていますか。

2点目、令和5年度から地籍調査後の固定資産税の取扱いはどのように考えておられますか。

なお、回答に当たっては、県下の市町村の状況や地方自治法の規定を踏まえた上でお答え

ください。

○税務課長（松本武彦） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 松本課長。

○税務課長（松本武彦） 課税についてというところでございます。まず、面積が増加したにもかかわらず、調査前の旧地籍のまま課税を行っていることについて、それが適正かどうかということでございますけれども、こちら旧地籍による課税につきましては、総務省の規定する固定資産評価基準という業務マニュアル的な書物がございますが、そこに記載のある他の土地との評価の均衡上、当該地籍によることが特に不適當であると認めるものについては、地籍調査前の当該土地の登記簿に登記されている地籍によるものとするという文言、こちらを適用したものでございます。

また、令和5年からの課税についてでございますけれども、こちら、事業が休止してから数十年の時間がたっております。その間、この地籍調査、旧地籍のまま課税しておったわけですけれども、その地籍調査、進捗が現在のところ変化がないという中での見直しというのは地権者、納税者の方からの理解というのはちょっと得難いのではないかというふうに考えております。

ただ、令和5年度から地籍調査を再開するというところでございますので、その進捗状況を常にまちづくり推進課のほうと共有しながら、こちら新地籍での課税というところを検討していきたいと思っております。

また、近隣市町村の対応でございますけれども、まず市町村自体調査が全て完了しているところであったり、調査中のところであったり、河合町と同様に休止しているところなど、状況は市長村によって様々でございます。聞き取りを行いました11市町村のうち河合町と同様の対応を取っているところというのは11市町村のうち4市町村ございました。

以上でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） そうしたら、ほかの自治体、確認されたということですが、河合町の場合、調査がストップして30年以上になります。河合町と同じように調査前の面積で課税しているところ、河合町と同じように30年以上ストップしているという市町村がありましたか。

○税務課長（松本武彦） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 松本課長。

○税務課長（松本武彦） すみません、ちょっと調査につきましては現況どうですかというところの聞き方しかできておりません。何年以上止まっているかというところについては、聞き取りはできておりませんが、4市町村については河合町と同じような対応を取っておるといところでございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） そうしたら、ちなみに生駒市では、調査が終わるまで100年から130年かかるため、地籍調査が終われば翌年から新しい地籍で固定資産税が課税されています。そうしないと、100年後に土地所有者も市の職員も生きてませんから。では、基本的なことを質問します。土地にかかる固定資産税の計算方法についてお答えください。

○税務課長（松本武彦） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 松本課長。

○税務課長（松本武彦） 土地にかかる税金、固定資産税の計算方法でございますけれども、河合町では路線価による課税を行っておりまして、その路線価に面積と、あと各土地に関する補正率を掛けまして、評価額というものをまず算定いたします。その評価額に負担水準であるとか、そういった係数を掛けた額、これを課税標準といたしまして、その額に1.4%の税率を掛けて算出しております。

以上でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） そうしたら面積は法務局に登録されている面積ですか。

○税務課長（松本武彦） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 松本課長。

○税務課長（松本武彦） 面積につきましては、法務局に登録のされている面積でございます。ただ、先ほども申し上げましたけれども、その総務省の規定する固定資産評価基準の例外規定として、先ほど申し上げたとおり、特に不適切と認められるものについては、地籍調査前の登記簿に登録されている地籍で課税するとなっております。河合町におきましては、この案件以外のものについては登記簿どおり課税をしているところでございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） そうすれば、地籍調査後に法務局への登記は新しい地籍で登記されていますか、お答えください。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 杵本課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） 地籍調査の成果は全て法務局に送付しております。

以上でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） そうしたら、今のお話では法務局に登記されていると。にもかかわらず、何で税務課は新しい地籍で課税しないんですか。

○税務課長（松本武彦） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 松本課長。

○税務課長（松本武彦） すみません、ちょっと同じような答弁になって申し訳ないんですが、旧地籍による課税につきましては、総務省の定める規定の例外事項として、他の土地との評価の均衡上、当該地籍によることが特に不相当であると認められるもの、これにつきましては地籍調査前の土地の登記簿に登記されている地籍によるものとするという、この文言ですね、規定を適用しているというものでございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） そうしたら、その解釈について説明します。

特に不相当という解釈について判例等は見当たりません。2年前にも説明しましたが、単に課税上の均衡を理由として特に不相当を広く解釈し、例外規定を一律に適用することは妥当でなく、例外規定が適用されるのは町内全域の縄伸び率が相当大きく、調査後の新しい地籍で課税することが特に不相当と言えるような状況が全ての土地に発生しているような場合の可能性があります。しかし、100人おられて、そのうちの数名の土地の面積が極端に増える結果になっても、それが町と個人の話であって、地域全体としての縄伸び率が平均的な場合、例外規定は適用されないと解釈されます。

なお、この考え方は、私が以前勤めていた生駒市で10年ほど前に大阪弁護士会、奈良弁護士会合同の事例検討会の中で約20名の弁護士さんが導き出された解釈なので、間違いはない

と考えます。担当課この解釈を今どのように理解されましたか、お答えください。

○税務課長（松本武彦） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 松本課長。

○税務課長（松本武彦） すみません、私自身勉強不足というところもありまして、今のこの今回の適用が適正かどうかというところを十分に判断できないところでございます。ただ、今後地籍調査が進むというところの中で、この文言の適用について、今後また法務管理主任等にもちょっと相談をもちかけた上で、先ほど議員おっしゃっていただきました生駒市の事例なんかも参考にして、今後ちょっと理解を深めていきたいと、そういうふうに思っております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員、残り5分です。

○5番（中山義英） 2年前に当時の税務課長から、新しい地籍で課税した場合、固定資産税は年間で約1,000万円増えるという答弁がありました。2年前にも同様の質問しましたが、町長に質問します。河合町で地籍調査が完了している地域は全体の55.6%ということは、市町村の負担が5%であっても、町は既に数百万から数千万円の調査費用を過去に負担していることとなります。にもかかわらず、特別な根拠もなく、調査が終わっても調査後の新しい地籍ではなく、旧地籍で課税していることを町長はどのように考えているのかお答えください。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 清原町長。

○町長（清原和人） 先ほど課長も答えましたようにというか、来年度から新地籍調査を行うということで、その後につきましては固定資産税の課税はというか、新しいやり方で進めていくことが必要かな、そういうことを思っております。ただし、タイミングというか、どういう時期でということにつきましては、令和5年度からのそういう進捗状況をしっかり見ながら、とにかく周知方法、それから周知期間と併せて具体的にどういうようにしていったらいいのかなということを検討していきたいと思っております。方向性としては先ほど言いましたように、進めていくということでもいいかなということをお自身は思っております。

以上です。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） 適正な課税にできるだけ近づいてください。新しい地籍で課税していないということは、明らかに税金の無駄遣いであるとともに、本来調査に使った費用を回収する意味からも、調査後の新しい地籍で課税するのは当然のことで、新しい地籍で課税してこそ適正な課税と考えます。

そうしたら、ちょっと確認します。今の課税方法は税込面で河合町にとってかなりのマイナスの取扱いになっています。この不適切な課税方法、これは当時どういった理由で、誰の判断に基づくものか分かる範囲でお答えください。

○税務課長（松本武彦） はい。

○議長（谷本昌弘） 松本課長。

○税務課長（松本武彦） 当時誰の判断でのこの文言の適用かというところがございます。当時この地籍調査がスタートしたのが昭和46年頃からというふうに認識をしております。この当時の資料、課税等に係る資料等残っていないため、あくまでも推察というところになるんですが、当時の考えとして、もっと早期に全地域、河合町全域の調査が完了するというふうな考えではなかったのかなというふうに推察するところがございます。

以上でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） 税務課長はいろいろ聞いてましたら、事の重大さというのはものすごく理解されているかなと思うんですけども、新しい適正な課税方法、これ12月末までに回答はいただけますか、お答えください。

○税務課長（松本武彦） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 松本課長。

○税務課長（松本武彦） ちょっとこの場で即答するというところはできないんですけども、申し訳ないです。ただ、できるだけ早い時期にその方向性というのをちゃんと決めたいというふうに思っておりますので、そのように努力してまいります。よろしく願いいたします。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） 地籍調査はある意味土地の所有権を確定させる行為でもあります。そのため、所有者一人一人の考え方が異なる場合、完了するまでは大変な作業になりますが、地籍調査は自治体にとって必要不可欠な事業なので、担当課には粘り強く頑張っていただき

いと思います。

時間あるので、最後に、今回の一般質問で言いたかったことをテーマごとにまとめますと、普通財産の管理・処分に関しては3点。1点目、河合町の町有財産全てについて財産の取得から管理・処分に至る一連の行為を条例で定めること。2点目、普通財産全てに関して、場所、面積、管理状態を広報かわいやホームページ等で町民に公表すること。3点目、普通財産の利活用について、現在の売却検討委員会とは別に、一般公募による町民を中心とした売却検討委員会を立ち上げること。

続いて、地籍調査に関しては3点。1点目、残り3か所の地籍調査を早期に完了するため、担当部署の組織強化を図ること。2点目、地籍調査後の固定資産税の誤った課税方法を適正かつ公平な課税に改めること。3点目、残り3か所の地籍調査を3年以内で終わらすことを目標に調査を進めること。

なお、答弁の中で検討すると言われたことは12月末までに必ず回答してください。

以上で質問を終わります。

○議長（谷本昌弘） これにて中山義英議員の質問を終結いたします。

暫時休憩します。

再開は13時30分から再開いたします。

休憩 午後 0時13分

再開 午後 1時30分

○議長（谷本昌弘） 再開します。

---

◇ 坂 本 博 道

○議長（谷本昌弘） 3番目に、坂本博道議員、登壇の上、質問願います。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（谷本昌弘） 坂本議員。

（6番 坂本博道 登壇）



○6番（坂本博道） 議席番号6番、坂本博道です。

質問通告書に基づき、大きく4点について質問します。

第1に、町営住宅の取組について伺います。

公営住宅等長寿命化計画が令和2年3月に策定され、2年が経過しました。その進捗状況と住宅の活用に関連して質問します。

1、用途廃止と集約化について、この間の取組と今後の方針はどうなっていますか。

2、住宅の今後の活用について伺います。

①現在の入居状況は、入居数、空き室など、どうなっていますか。

②用途廃止予定以外の空き住宅で、すぐ入居可能と判断している空き室はありますか。

③公営住宅の役割として、低所得の住民の入居希望に対応する必要がありますが、公募しないという方針は変わっていませんか。そうであれば、どのような状況まで継続するつもりですか。

3、今後の集約化、新たな公募に向けても管理運営の改善は引き続き重要です。転貸し問題、家賃問題について伺います。

①令和2年6月定例会で、継承で名義変更できていなかった事例が8件残っていると答弁がありましたが、その後の状況はどうなっていますか。また、名義関連の調査を終了し、又貸しのような事例はないと認識していると答弁がありましたが、その認識は変わっていませんか。

②家賃滞納状況について、令和2年度、3年度決算でどうなっていますか。やむを得ない分の処理を含め対応するとしておりましたが、現状はどうなっていますか。

第2に、デジタル関連法の具体化と今後の町行政の動向について伺います。

地方自治のデジタル化が強力に進められています。住民福祉の向上にデジタル技術の活用は必要なことであります。しかし、今、進められているデジタル化の最大の狙いは、行政手続のオンライン化、行政の標準化、マイナンバーカードの普及を通じて膨大な個人情報を集約し、匿名化しながら民間事業者と連携、提供して新たな経済成長分野にしようとすることにあります。その推進に当たって、個々の自治体行政の特徴や個人情報保護の制度を障害物とみなしています。それだけに、基本的人権と地方自治の役割を守り発展させる視点から、今後の具体化が重要です。特に個人情報保護条例の改正、情報システムの標準化が全ての自治体に求められ、人権と地方自治の役割を崩壊させない危険を持っており、以下、質問します。

1、改正個人情報保護法の施行、来年、令和5年4月に向けて各自治体の個人情報保護条例等の改定が全ての自治体に求められていますが、①その検討状況はどうか。また、改定内容のポイントはどこにありますか。

②個人情報保護審査会で検討されていますか。パブリックコメントなど予定していますか。

③国の個人情報保護法の問題点など、どのように認識していますか。

2、情報システム標準化とはどのような内容で、自治体行政にどのような影響を与えると認識していますか。

3、マイナンバーカードの普及状況はどうか。国は普及にどのような取組を求めていますか。問題や不安をどう受け止めていますか。

第3に、水道事業の県一体化への取組について伺います。

県域水道一体化の取組は、昨年1月に覚書が締結され、河合町も協議に参加しました。その後、企業団設立準備協議会が昨年8月に立ち上げられ、第2回協議会が今年2月に開催され、11月の第3回協議会で基本計画案、基本協定案が作成される予定となっています。一方で、奈良市、葛城市、大和郡山市などからは県委託方針への意見が出され、参加するかどうか注目されています。11月の協議会でほぼ方向性が決まるようであり、住民の命の水に関することだけに、この段階で改めて河合町民にとってどのように影響しているのかについて伺います。

1、改めて、今後のスケジュールはどうなりますか。奈良市の動向はどのように影響してきますか。

2、次の事項はどのように検討されていますか。

①河合町単独で維持した場合との財政比較、水道料金予想を再度示してください。

②県の統一水道料金、推移はどのように示されていますか。

③町の管路耐震化・老朽化更新計画は、河合町の必要性どおり進められますか。

④浄水場の集約化と事業所の集約で身近に行われてきた維持管理等のサービスは確保されるでしょうか。

⑤水道料金の決定など、住民の声が反映される仕組みは充実されていくでしょうか。

⑥災害時など非常時の対策は十分検討されていますか。

⑦広域化の次に民営化へ向かう可能性はないのでしょうか。

第4に、近鉄佐味田川駅のバリアフリー化について伺います。

この間の質問で、近鉄と協議を継続するとしていますが、進捗状況はどうか。工法、

予算等、具体的なイメージできるところまで検討を進めることはできないのでしょうか。

再質問は、自席にて行います。

○住宅課長（森川泰典） はい。

○議長（谷本昌弘） 森川課長。

○住宅課長（森川泰典） それでは、私のほうから4点についてお答えさせていただきます。

まず1点目、長寿命化計画についてお答えさせていただきます。

令和2年3月に策定しました河合町公営住宅等長寿命化計画につきましては、国の交付金を活用した公営住宅及び改良住宅の修繕や改修計画について、中長期的な計画を定めたものです。

計画に基づき、長寿命化していく団地は3団地、旭、川合、八王寺です。将来的に用途廃止する団地は3団地、佐味田、泉、向陽となります。

現在、住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で賃貸する公営住宅が6団地、139戸、小集落地区改良事業の協力者に居住していただくために建設された小集落改良住宅が9団地、96戸、合計15団地、235戸の住宅のストックがあります。15団地の中で昭和56年6月以前の旧耐震基準で建設された5団地、泉、向陽、旭、川合、八王寺については、耐震診断を行った結果、安全性について確保されているという結果でした。将来推計から見た公営住宅及び改良住宅のストック量として、令和12年の河合町における住宅需要層世帯数は169世帯まで減少することが予想されています。

なお、長寿命化計画期間は、令和2年度から11年度の10年間で、社会情勢の変化、事業進捗状況等に応じて見直しを行うこととしています。

計画期間の10年で長寿命化を図る旭、川合、八王寺団地については、外壁工事、屋上防水工事、自己改修工事を実施します。

2点目、用途廃止と集約化についてお答えさせていただきます。

用途廃止する2つの団地の入居者に対して、住居替えを行うために長寿命化する団地の自己改修工事を実施します。

なお、泉及び向陽団地の入居者に対して住居替えを早急に実施するに当たり、河合町住宅管理等検討委員会にて具体的な内容について検討してまいります。

3点目、住宅の今後の活用についてお答えさせていただきます。

1、現在の入居者数、空き数ですけれども、公営住宅入居数が91戸、空き数48戸、改良住宅、入居数84戸、空き数12戸、合計175戸、60戸になります。

2点目、すぐに入居できる住宅ですけれども、現在、すぐに入居できる公営住宅はありません。

3番目、公募関係についてです。公募しないという方針については変わっておりません。

なお、公募の再開については用途配置する泉及び向陽団地の入居者の住戸替えを優先して実施したいと考えております。新たな公募については、それ以降と考えております。

最後、4点目です。今後の集約化及び公募関係及び家賃等についてお答えさせていただきます。

まず1、名義変更についてです。名義変更が完了していないのは、現在5戸になっております。

なお、又貸しの実態はありません。

②家賃滞納、収入未済額についてです。令和2年度末、公営住宅では4,979万5,995円、改良住宅2,345万6,600円、合計6,325万2,595円。令和3年度末です。公営住宅4,844万9,195円、改良住宅1,333万5,100円、合計6,178万4,295円。令和2年度と令和3年度の差です。公営住宅につきましては134万6,800円の減少、改良住宅は12万1,500円の減少、合計146万8,300円の減少になります。

なお、死亡及び行方不明や生活困窮等の理由により徴収見込みが立たない債費については、河合町債権管理条例に基づき債権放棄を予定しています。

以上です。

○総務部次長（小野雄一郎） はい。

○議長（谷本昌弘） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） それでは、私からは2つ目にご質問いただきましたデジタル改革関連法の具体化と町行政の動向についてというご質問に対してお答えいたします。

いわゆるデジタル改革関連法として制定されましたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律の一部が改正され、令和5年4月1日に施行する予定となっております。

改正の内容といたしましては、これまで自治体ごとに個人情報の保護に関するルールを設けていたものが、個人情報の保護とデータ流通、これらの両立強化を目的としまして、改正後の個人情報の保護に関する法律に一元化されるものであることから、この法律の規定と現行の河合町個人情報保護条例の規定と比較し、制度の適用対象、用語の定義、個人情報の管理などの事項について相違点がある部分を洗い出し、本町の条例として規定を残す部分の検

討を行っており、今年度中の条例案の提出を予定しているところでございます。

自治体情報システムにつきましては、これまで利用する行政側の利便性等の観点から、団体ごとに独自のカスタマイズが行われてきた結果、維持管理や制度改正の際の改修等における個別対応が必要、個別対応に伴う費用負担の増、そしてクラウド利用が円滑に進まない、住民サービスを向上させる最適な取組の迅速な全国展開が難しいなどの課題がございました。

現在進めております情報システムの標準化につきましては、これらの課題を解決するために国が指定する20の業務について実施するもので、令和7年度を目標として進めておるところでございます。

ご質問にありました本町への影響といたしましては、情報システムの仕様が統一されることにより事務処理の手法など見直しが必要になることが想定されておりますが、本町におきましては、平成23年に住民情報系システムを2市5町で運営する自治体クラウドに切り替えの際、原則ノンカスタマイズという考えの下、事務処理の手法をシステムに合わせながら住民サービスを維持した経験がございまして、このことから考えると、影響は大きくはないのではないかと考えておるところでございます。

最後に、本町におけるマイナンバーカードの普及状況につきましては、普及率が、令和4年7月末時点で41.73%であり、令和4年度末までにはほぼ全国民に行き渡らせるという政府目標を実現させるため、市町村に対しまして交付窓口の人員増などに充てることのできるマイナンバーカード交付事務費補助金による支援を国からは講じていただいているところでございます。

マイナンバーカードを持つことに不安を持つ方は一定数存在いたしますが、セキュリティ対策などの仕組みにご理解をいただき、普及を図っていただく必要があると考えておるところでございます。

以上となります。

○上下水道課長（上原郁夫） 議長。

○議長（谷本昌弘） 上原課長。

○上下水道課長（上原郁夫） 私のほうから、3番、水道事業の県一体化への取組について回答いたします。

1つ目、今後のスケジュールはどうなるのか、奈良市の動向はどのように影響してくるのかですが、今後のスケジュールとしまして、11月開催予定の協議会で基本計画案及び基本協定案が示され、令和4年度中に基本協定締結、令和6年度に一部事務組合設立、令和7年度

から事業統合の予定であります。

奈良市の動向につきましては不透明な状況ではありますが、今、回答させていただきましたスケジュールどおりに進められると考えております。

2つ目に、次の事項はどのように検討されているのかですが、①から⑦のうち、①と②につきましては関連することから、併せて回答させていただきます。

①河合町単独で維持した場合との財政的比較、水道料金予想を再度示してください、2つ目、県の統一水道料金推移はどのように示されているかについてお答えさせていただきます。

人口減少等による水需要の減少、給水収益の減少、水道管の老朽化に伴う更新費用の増加により水道経営は厳しい状況にあります。水道料金設定の基となる供給単価について、事業統合開始の令和7年では178円で、単独経営した場合は209円、31円の安価となります。一体化後の水道料金の算定については、上水道施設や水道管等の施設維持に必要な費用を含めて5年ごとに見直しが行われます。30年後の令和36年では、一体化に参加した場合241円で、単独経営した場合は318円、77円料金上昇抑制効果がある試算結果となっております。

③町の管路耐震化と老朽化更新計画は、河合町の必要性どおりに進められるかでございます。これにつきまして、管路等の更新につきましては各市町村の水道施設整備計画が尊重されます。本町におきましては、本年度に河合町水道管路耐震化更新事業計画を策定中であり、その計画に基づき、優先度が高い管路から整備が進められます。

④浄水場の集約化と事業所の集約で身近に行われてきた維持管理等のサービスは確保されるかですが、浄水場の集約化につきましては、水需要の将来見通しに応じた上水浄水能力を確保しつつ段階的に廃止が検討されております。

事業所の集約につきましては、業務に引き続き円滑に実施できるよう事務所の位置及び集約時期、エリア数等について専門部会で検討されています。

⑤水道料金の決定など住民の声が反映される仕組みは充実されるのかということですが、経営方針の意思決定を検討する部会において、市町村に寄せられる住民の皆様のご意見等をどのように反映していくかを検討されます。

⑥災害時など非常時の対策は十分に検討されているかですが、災害時などの非常時につきましては、企業団として組織を充実させ、緊急時の対処マニュアルと緊密な連絡体制を構築することとなっております。今後、詳細について議論されてまいります。

⑦広域化の次に民営化に向かう可能性はないのかということですが、県域水道一体化は、県営水道及び市町村水道の事業統合が目的であり、民営化することを前提とはしておりませ

ん。一体化後は、官民連携による業務効率化の検討はされますが、最終責任者は企業団であり、完全民営化にはなりません。

以上でございます。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 杵本課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） 私のほうからは、佐味田川駅のバリアフリー化の取組についてお答えさせていただきます。

近畿日本鉄道との協議でございますが、本年5月31日に来庁いただいた際にも駅のバリアフリー化などについて協議をしております。また、電話や電子メールなども用いて協議は継続して行っております。過去にもエレベーターの設置や地元自治会からいただきました整備案など、具体的な検討を行っております。これらを踏まえ、段差を解消するための方策を模索しているところでございます。

現在、近畿日本鉄道では国が示す基準に基づき、駅の段差解消などの整備が進められております。佐味田川駅はその基準に満たないことから、整備に関して優先順位が低い駅と位置づけられております。令和5年4月1日から健全な鉄道運営を維持するためとして、運賃の改定が予定されております。改定の背景といたしましては、国が示した鉄道駅のバリアフリー化を加速する方針に対応するためでございます。運賃の改定につきましては、全ての利用者が負担することとなるため、町内の鉄道駅においても整備が早期に実現するよう働きかけてまいります。

以上でございます。

○6番（坂本博道） はい。

○議長（谷本昌弘） 坂本議員。

○6番（坂本博道） それでは、先に町営住宅の取組について再質問させていただきます。

長寿命化計画の、そもそももう一度確認なんですけど、昨年出された分については、一応30年間分という形で計画は出されておりました。その中で用途廃止として、佐味田の住宅は2024年に解体する、その上で泉団地が2032年、向陽団地が2035年と、その段階ではなかったと思いますが、そういうこととして、改めてよかったですでしょうか。

それと同時に、この間、地域の住民の皆さんも含めて、この方向についても、できてから1年半以上なるんですけども、説明等を含めてどのようにやってきたのか、そのあたりについて確認したいと思います。

○住宅課長（森川泰典） はい。

○議長（谷本昌弘） 森川課長。

○住宅課長（森川泰典） すみません、お答えさせていただきます。

まず、用途廃止する団地関係ですけれども、佐味田住宅につきましては令和6年度、解体予定になっております。泉団地につきましては令和14年度、向陽団地については令和17年度、用途廃止の予定となっております。

なお、用途廃止する住宅、泉及び向陽団地への入居者さんへの説明等についてですけれども、現在、具体的な動きについてまだできておりません。9月議会終了後に公営住宅管理運営委員会のほうでちょっと論議させていただいて、方向性等を検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（谷本昌弘） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 今のお話でしたら、当初のスケジュールでは泉団地のほうも、西暦のほう分かりやすいのですが、2032年としていたのを、先ほどの説明でそれを前倒しして進めたいということによろしいでしょうか。

それと、またこの間全然説明していないということなんですけれども、やはり長寿命化計画ができたときに本気でやるのかというのが一番肝心だと思っていたんです。そういう意味で、やはり財政問題もありますけれども、やはりそれを進めながら当然住民の理解を得なければいけないので、そういう点では、なぜこの間してこなかったのか、できなかったのかについては、再度、今後のこともありますので確認したいと思います。

○住宅課長（森川泰典） はい。

○議長（谷本昌弘） 森川課長。

○住宅課長（森川泰典） すみません、今おっしゃられたように、以前、この長寿命化計画を作成させてもらってときには、河合町住宅管理等検討委員会及び議会のほうには説明させていただいた経緯があります。

なお、当然計画について、先ほども言いましたように、まずは泉団地に入居されている方について自己改修を早めて進めていきたいということもありますので、それにちょっとまだどういう形で進むか、課内でも調整している最中で、具体的に9月議会終了後に管理検討委員会のほうでちょっとお話しさせてもらった中で進めていきたいと思っております。



○6番（坂本博道） 議長。

○議長（谷本昌弘） 坂本議員。

○6番（坂本博道） これについては、やはり大変住んでおられる方にも大きな影響を与えますので、丁寧に進めないといかんですけれども、ただし、やはり計画を進めていくということでいえば、しっかりと説明を含めて同意を得るという方向が必要だと思っておりますので、その上でもう一つは、到達する状況なんですけれども、今後の活用にも影響しますが、現在、入居状況が175戸だということなんですけれども、公営住宅の需要総世帯推計としては2030年ぐらいで169戸というのが目標になるというふうに先ほど伺いました。その上で、戸数としていえば、結局管理するところが泉、向陽、佐味田がなくなりますと、全体で172戸ということになります。一応172戸管理するけれども、目標としては169戸という形で進めていくというふうに理解したらいいんでしょうか。

○住宅課長（森川泰典） 議長。

○議長（谷本昌弘） 森川課長。

○住宅課長（森川泰典） すみません、先ほど長寿命計画の推計、169戸というふうに予想されております。なお、当然今入居者さんの状況等によりますので、169が妥当なのか、ちょっとその辺はまた状況を見ながら、この管理する戸数については検討していきたいと思っています。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（谷本昌弘） 坂本議員。

○6番（坂本博道） それでは、その上でですけれども、本来の役割として活用するということがやはり大事だと思っています。そういう点で、なかなか今入りたくても入れないという状況がありますので、その状況としては、先ほど一応移転が終わった段階ぐらいでということなんですけれども、そのためにも、ぜひそのことは進めてほしいと思います。

その上で、ちょっと現状のほうの確認も兼ねてですが、先ほど175というのが入居ということでした。しかし当初、長寿命化計画を作ったときの表では、このときは171というふうになっていたかと思います。この間で増えているということですが、入居は公募していないということだったのに、何で増えているかということについて説明してもらえますか。

○住宅課長（森川泰典） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 森川課長。

○住宅課長（森川泰典） すみません、説明させていただきます。

まず、河合町公営住宅等長寿命化計画に記載されております入居戸数については171戸でありました。現在、入居戸数175戸になっております。ちょっと確認させてもらったところ、長寿命化計画に記載されている入居戸数に誤りがあることが確認できました。正確には、175戸になります。

以上です。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 坂本議員。

○6番（坂本博道） この肝心な管理の問題になります。その点でいくと、実は令和2年以降、毎年1回ずつくらい資料請求をしておりました。令和2年5月のときには170、令和3年4月では179となっていった、今回175というふうに資料でいただきました。これはどうしてそういうことになるのでしょうかね。

○住宅課長（森川泰典） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 森川課長。

○住宅課長（森川泰典） すみません、ちょっと過去の数字179、175、確認できていない状態なんですけれども、いろいろ聞くところによりますと、ちょっと179は、これかなり多いと思います。もう一度この辺、170、179、過去の数字になります。ちょっとその辺僕、もう一度確認させてもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（谷本昌弘） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 過去といっても去年の数です。そういう点では、日常的にきちんと数が把握できているのかという心配があります。そういう点では入居の判断そのものが曖昧じゃないかというのがあります。この入居というのは、どういう基準で判断しているのでしょうか。料金等も含めて全て頂くことになっているのでしょうか。

○住宅課長（森川泰典） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 森川課長。

○住宅課長（森川泰典） まず、今現在新たな公募はしておりませんが、当然公募した場合につきましては、河合町営住宅入居者選考委員会の中で状況等を説明させてもらった上でご審議していただき、その結果を町長に申し上げて決定させてもらっています。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 坂本議員。

○6番（坂本博道） それについては、実は何でかというのをきちっと調べてほしいと思います。そうしないと、やはりこのことは、管理のことに対する不信になってはいけないと思っております。

その上で、入居再開ということで先ほどあったところなんです、一方で、この活用の方法として管理条例では、42条で社会福祉法人の利用というのもできるというふうになっておりますが、例えばそういう方法というのは、住める状況であれば可能なのでしょうか。

○住宅課長（森川泰典） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 森川課長。

○住宅課長（森川泰典） 今、坂本議員がおっしゃられたように、当然条例に基づく社会福祉事業団等の活用については、使用していただくことは可能になっております。

また、DV等の一時避難の方につきましても、入居していただくことも可能となっております。

○6番（坂本博道） はい。

○議長（谷本昌弘） 坂本議員。

○6番（坂本博道） そのあたりは、やはりその時々々の情勢やいろいろな事情で、緊急な場合は社協とも相談しながらとか、やる必要があるのではないかということをぜひ頭に入れておいてほしいなと思っております。

その後、転居してもらおう受皿の関係ですけれども、先ほど旭住宅を、そういう点では早く先に修繕してということになる予定だというふうに聞いたように思いますが、その上で改めてなんですけれども、先ほど言った公営住宅と改良住宅という形で位置づけが違うと思います。改良住宅というのは、小集落地区改良事業の施行に伴って住居を失った方々に入ってもらったという経緯もありますので、いろいろな事情で一気にかかないこともあるかもしれません。しかし、先ほど8か所空いているというふうに言われました。そういう点では、改良住宅の条例のほうで、第4条で、小集落改良住宅に入居もしくは使用させるべき世帯が入居もしくは使用がなくなった場合は、公営住宅と同じように公募の対象にしていいたいというふうな規定がありますけれども、この対象に既になっているというふうに理解していいのでしょうか。

○住宅課長（森川泰典） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 森川課長。

○住宅課長（森川泰典） 今、議員がおっしゃっていたやり方については、できるとされてお

りますけれども、今現在、改良住宅を公営住宅のほうに変更する手続はしておりませんので、ここまで至っていないと。最終的には条例変更に基づいて、改良住宅を公営住宅のほうに変更できることを認識しております。

○6番（坂本博道） はい。

○議長（谷本昌弘） 坂本議員。

○6番（坂本博道） やはり入れる場所を確保しながら、有効に活用するという点でいえば、やはりそのことはしっかり念頭に置いてやる必要があるのではないかと思います。空いていると言いつつも入れないという状況というのでは、ちょっと実態が変わってくるのではないかと思いますので、総合的にぜひそこは検討してほしいなと思います。

その上で、やはり管理の問題はきちっとしておかないと、住んでいる人が違ったり、もしくはいろいろな意味で滞納があるときというのは一応影響してきますので、先ほど確認しましたが、名義変更について、まだ残っている人が5戸あるということ、同時に又貸しはないという認識だということ、そのことは改めて確認させてもらいたいと思います。

その上で、家賃滞納状況も、一定去年と今年とでは少し減っているということですが、これも非常に大きな額で、財政全体の中でも未収額としては大きな位置を占めております。やむを得ないという形もあるということでしたが、改めてそれは今どれくらいあるという計算なんでしょうか。

○住宅課長（森川泰典） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 森川課長。

○住宅課長（森川泰典） まず、やむを得ない場合の案件についてですけれども、債権放棄の関係です。あくまで予定ですが、リストアップしたところ23名、約1,100万円になっております。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（谷本昌弘） 坂本議員。

○6番（坂本博道） これはしかるべき進めるということだとしても、やはりどうしてそうなったかということも当然明確にしながら、進めていただきたいと思っております。

最後にちょっとこの点について、町長のほうからも改めてなんですけど、町営住宅の課題というのは、1つは、やはり有効活用も含めて、それから財政も含めた長寿命化の進行と、やはり責任持ってしっかり進める必要があると思うんですけれども、今の議論も含めて聞いて、どういうふうなご意見がちょっと伺いたいと思います。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 清原町長。

○町長（清原和人） 今回の件につきましては、奈良県下、河合町以外でも同じような問題を抱えております。とにもかくにも老朽化しているところもあります。それから、いろいろな面で空き家の問題もありますので、今ある部分をしっかり集約しまして、それから入居されている方、どのような管理になるか、今後ちょっと議論していくわけですが、とにかく集約する中でというか、適切な運営に努めてまいりたいと思います。よろしくお願いたします。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（谷本昌弘） 坂本議員。

○6番（坂本博道） それでは次にいきます。デジタル関連法の関係です。

先ほどの答弁でも条例変更が準備されるということでしたけれども、具体的に幾つ、どのような条例変更が今求められているということでしょうか。個人情報保護条例以外にもあるのでしょうか。

○総務部次長（小野雄一郎） はい。

○議長（谷本昌弘） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） あくまで現在の検討状況でございますが、個人情報保護条例をはじめ、あと情報公開条例などで公文書の定義などについて見直す必要があると認識しておるところでございます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（谷本昌弘） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 今回のこの取組につきましては、先ほど次長のほうから一定メリットのような形でお話もありました。確かにそういう面もあります。しかし、大きな意味では非常に重大な問題をはらんでくるだろうというふうに思っております。

それは、やはり先ほど説明しましたが、今回の取組そのものが、大本では匿名加工情報制度というオープン化データにして情報連携、オンラインにして、事業所等も含めて自治体にも出していけるというふうにするということになってきます。そういう点では、加工された情報が本人の同意を得ずに第三者に提供、また目的外使用も可能になるというようなことにもなります。そういう点では、やはりそのことについて問題点をしっかり認識した上で進める必要があるのではないかと思っております。

とりわけ自治体の個人情報保護条例につきましては、例えば河合町の保護条例は、個人の権利、権益の保護を図り、もって基本的人権の擁護及び公正で民主的な町政の推進に寄与するというような、やはり人権問題も含めた観点で書いております。しかし、今回の改正された個人情報保護法、これが上位になるわけですが、個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人の権利、利益の保護は個人情報の適正かつ効果的な活用や個人情報の有用性に配慮しつつ行うという形で、まさに提供するということを前提にして、いわゆる人権とか基本的、そういう観点がないのが今度の個人情報保護法になっています。各これが全国全て同じで、上からかぶせるようになって、審査会も国全体で一括するというふうになろうとしています。

その上で、今回の保護条例の改正は、名前も変えますから改廃なんでしょうか、それとも改正なんでしょうか。県や国が示している案では、この内容につきまして、個人情報保護法施行条例、そういう名前にせいというような形になっているんですが、どういう状況でしょうか。

○総務部次長（小野雄一郎） はい。

○議長（谷本昌弘） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 今後の予定なんですけれども、確かに議員おっしゃるとおり、現在、個人情報保護法の施行条例という形で、現在、新しい個人情報保護法では開示請求に係る手数料であるとか、議員ご質問で述べられた要配慮個人情報、そして開示手続に関して必要な事項などについて条例制定することができるとされておりますので、そういった規定のうちこういったものを残すかということで、検討を進めておるところでございます。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 坂本議員。

○6番（坂本博道） その上で、いわゆる先ほど言いました匿名加工情報の利活用というのも、実は今回大きな柱になってきます。それで、今の法律の関係では、この匿名加工情報については、当分の間は都道府県と政令指定都市に、要するに義務にして、まとめて企業に、これ使いませんかみたいなものを売り込むようなことをするのを義務化ということになっております。市町村は今のところ、これについては義務化とまではいっていないんですけれども、できる範囲でなっているんですけれども、この辺について何か検討していることはありますか。

○総務部次長（小野雄一郎） はい。

○議長（谷本昌弘） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） まず、冒頭の答弁で今回、3つの項目観点で条例の改正を検討しているということで、制度の適用対象と用語の定義、個人情報の保護の観点で検討しているということで答えたんですけれども、まさにこの中の用語の定義に当たるところで、個人情報に関しましては、これまで本町における個人情報の類型としては個人番号、いわゆるマイナンバーを含む特定個人情報と、それ以外を単に個人情報として取り扱っているだけなんですけれども、新しい法律では、新たに仮名加工情報、匿名加工情報といった新たな類型として設けられております。今後、こういったものを運用していくに当たりまして、今まで経験のないものでございますから慎重に検討を重ねておるとい状況でございます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（谷本昌弘） 坂本議員。

○6番（坂本博道） そういう点では、今回の改定を通じて、従来積み上げてきた個人情報保護をするという観点と違うものが今、実はできつつあるということになります。そういう点では、それをどう使うかということになってきますので、そういう点ではしっかりと情報や、それからまた何のためにということ把握して、今後の改定や対応をしないといけなくなるのではないかとということをぜひ言っておきたいと思います。

その上で、先ほどの情報システムの標準化について伺います。

これは、いわゆる様々、先ほど今のところ国のほうは対象業務として20ほどの業務、国保や介護や就学、子育て支援等々、これを基本的なシステムと一緒に統一してしまう、パッケージとしてしまうという方向になっています。ですから、一番懸念しているのは、住民要求に基づいて地方分権ではないですが、独自の施策等々やってきたことが、言わばそのパッケージに入らないからということできなくなったり、もしくはそれが、しようと思えば金がかかると、こんなふうになるのではないかと思うんですが、そういう問題点としては認識されていますか。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 現在、標準化、共通化を進めております20業務と申しますのが、これ実は法令ではほぼ全ての事務内容、手続が定められておるものでございまして、そもそも独自性が比較的低い業務であると考えております。このことから、例えば観光であるとか、産業であるとか、そういった分野と比べて創意工夫の余地は小さく、共通化によるメリット

のほうが大きいんじゃないかなと我々は認識しておるところでございます。

その上で、例えば国民健康保険のようなシステムを利用する20業務の中で独自の施策を講じる必要が生じた場合につきましては、システムだけで業務を行うことはできないかもしれませんが、冒頭の答弁で申し上げましたとおり、原則、ノンカスタマイズでシステムを運営してきたという経験を生かしまして、システムと職員に工夫で対応できると考えておるところでございます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（谷本昌弘） 坂本議員。

○6番（坂本博道） これにつきましては、範囲がいろいろあります。例えば今うちで35人学級を先取りしてやっているということになります。就学としては国の基準と違うことになります。だからそんなことにも影響するんじゃないかとか、国民健康保険等しても、独自の減免とか、少しでもこれをやろうという、それだとまた入らなくなってくるというようなことも多いに考えられます。

そういう点では、身近なところで、そういう独自施策として進めてきた、いわゆる地方自治の本来の役割についてが制限されてきたり、影響を与えてくるんじゃないかと思うんですが、そういうふうな認識はどうですか。

すみません、ちょっとここは部長か町長か、このことについてぜひ、そこを理解しているかどうかも含めてなんです。ちょっと答弁してもらえたらと思います。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） すみません、繰り返しの答弁になりますが、そういったことでシステムを活用しなくても、住民サービスの低下ということは招かないような運用を目指して検討してまいりたいと考えております。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 清原町長。

○町長（清原和人） 私も一度、国へ行ったときにちょっとこのことにつきまして説明を、概略的なやつを受けまして、要は、これから人口減少の時代に入ってまいります。そういう中でも教育、それから福祉等については、今まで以上の人材が必要になるということで、それをしっかり補う、そういうシステムをつくることによって、先ほど申し上げました、とにかく今までと同じような人材をしっかりと確保する、それ以外のところはこのDXというか、こ



れを利用しまして住民サービスを低下させないというような話をちょっと聞いてきました。

それを信じたら、今、坂本議員がおっしゃるようにそういう制限というか、そういう部分の心配も出てくるんですけれども、私が聞いた範囲では、今言ったようなことを目的にこういうデジタル化をしていくということでお聞きしましたので、またしっかりこれからちょっとアンテナを張りまして、次長が申しあげましたように、そういう事態にならないように注意したいと思っております。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（谷本昌弘） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 当然国の説明等ではいいことばかりみたいに読めます。しかしその一方で、大本のやはり考え方は違いますから、実はそのことがこれからいっぱい出てくるんじゃないかと思っておりますので、そういう意味ではこれを活用する際には、しっかりとそのあたりを見ておく必要があるんじゃないかと思っています。

当然実は、先ほど標準化の業務とかも対象業務なんかについては、その対象業務でないものをつくろうとした財政的な支援も今のところ交付税等で措置しないとか、そんなことも出てきそうです。そういう点ではどこでも同じことが、国の基準どおりということであれば、地方自治の本来の役割としておかしくなってくると思います。要するに、どこにおっても手続ができるのであれば、ただどこに行っても必要であれば、その地方自治の役割がなくなれば崩壊ということになりかねない。これは実はデジタル庁の前の長官とか、そういうことも考えられますみたいな発言をしているんですけれども、そういうのでは今度の問題は重要な問題だと思っていますので、そこはしっかりと見ておく必要があると思います。

その上で、このシステムを動かすために一番必要なのがマイナンバーカードということになっています。要するにこれで情報集約を全て一気にできるようにしようということで、何が何でも100%にしたいというのが、今一番取り組んでいる大本にあると思います。当然便利な面もありますし、これを取得することを否定するものではありません。

しかし、その一方で、先ほど言ったようにまだ5割ぐらいの人がやはり取得していないという状況について、様々な不安もあります。そういう点でいえば、やはりこのことは一定のシステムが早くなることがあったとしても、やはりそれでもいいということであれば、そういうことも含めて活用できる仕組みをやはり残していく必要があると思いますが、今の段階では、取っていないからということで不利益になるような状況というのは、取りあえず河合町の中ではないんでしょうか。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 今の段階で、マイナンバーカードを持たないことによって何らかの不利益を被ることはないと考えております。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（谷本昌弘） 坂本議員。

○6番（坂本博道） ただ、突破口として保険証をなくしますとかということも発言されています。当然これも医療情報、健康情報が全部集約されてきます。そして金融機関とのひもづけ、これで要するに税金を取りはぐれない、ここが一番、実は大きな狙いだと思っています。そういうことも含めて、やはりそういうことが心配だと思う方、一番は情報漏えい、心配だと思う方々の声もしっかりと見ておく必要があるかと思います。

情報の漏えい防止できるとなっていますが、ヨーロッパのEU並みの規制基準に全然なっていないというのが日本の内容だと言われております。そういう点では、そういう問題を抱えているという点では、問題点も含めてしっかり把握しながら今後の取組を進めていくということはぜひ必要だと思います。

そういう点では、先ほどの町長の答弁がありましたけれども、行政運営は言ってきたからやるということで、絶対これは駄目だと思うので、そういうことをしっかり踏まえてやっていただきたいと思います。そういうことを含めて、ちょっともう一度すみません、町長、もう一回ご発言願えますか。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 清原町長。

○町長（清原和人） 今、議員ご指摘の点については、しっかりこちらのほうでアンテナも張りまして、住民の皆様にも不利益にならないように対応してまいりたいと思います。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（谷本昌弘） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 今後、12月議会等でまた出てくるかと思っておりますので、そういう点でもその辺の議論がしっかりまたできたらと思っています。

3番目に、県域水道一体化について伺います。

先ほどもありましたが、一応スケジュール的に、この11月の第3回の協議会で一定協定案までいって、多分2月か年度末ぐらいで協定ということになって、再来年に法定協となるか

と思います。そういう点でいったら、議会との関係とか含めて今後どうなっていくのか。

それから、一応これ1回正式に協議会が立ち上がったら、行くも戻るもできなくなるのかというあたりについて、ちょっとお伺いしたいと思います。

○上下水道課長（上原郁夫） 議長。

○議長（谷本昌弘） 上原課長。

○上下水道課長（上原郁夫） まず、先ほども答弁しました11月に基本計画、基本協定案が示されます。12月に基本計画案、基本協定案について議会に対して説明をしたいと思っております。2月に協議会の開催で基本協定を締結しまして、3月議会のほうで、法定協議会を設立するために議会の議決が3月議会が必要になるという、今のスケジュールでございます。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 坂本議員。

○6番（坂本博道） その点で確認しますが、これは入ればもう抜けられない、入らなかったら入れないというふうな位置づけになるのでしょうか。

○上下水道課長（上原郁夫） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 上原課長。

○上下水道課長（上原郁夫） 議員おっしゃるとおりでございます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（谷本昌弘） 坂本議員。

○6番（坂本博道） その点では今、奈良市とかの動向が、また奈良市が主張されているようなこと、葛城も言われています。そういう点では水のことについては歴史が本当にあると思います。ですから葛城市とかも含めて、いわゆる自己水でため池を活用したりとか、奈良市なんかも自分の浄水場を使ったりとかで、やはりそういうところをある意味では全部切り捨てて県水直結、大滝ダムや、また各ダムを基にしたことにつないでしまうということになります。そういう点では、かなり先々への、その地域との関係でいえば、かなりごり押しということになります。ですから、そこはやはり改めて本当に慎重に考える必要があるんじゃないかと思っております。

その点で、河合町も含めて入っていく一つのメリットという点では、先ほど言われましたが水道料金の引上げが抑制されるということになるということですのでけれども、先ほどあった統一すれば178円、単独でやったら209円からスタートしますよと、それが30年間で一定変わるということについて、その試算ですけれども、例えば河合町の試算は独自にやった試算な

んでしょうか。

○上下水道課長（上原郁夫） 議長。

○議長（谷本昌弘） 上原課長。

○上下水道課長（上原郁夫） こちらについては、県の企業団の準備協議室のほうで試算していただいているものでございます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（谷本昌弘） 坂本議員。

○6番（坂本博道） ですから、そもそもこの試算について本当にそうなのかというのが奈良市とか、それから先日、奈良市でもありました県議会の建設委員会の中でも指摘をされております。要するに、そういう点でいったらこのメリットだと言われることについて、その変動する数字とか、情報がきちんと開示されないというふうにも聞いているんですが、実際、こういう数字が変わるからこの金額になるというふうな情報の示され方を、例えば河合町のほうも説明を受けていますか。

○上下水道課長（上原郁夫） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 上原課長。

○上下水道課長（上原郁夫） こちらのほう、企業団のほうからこちらの数字のほうの提示を受けて、説明を受けております。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（谷本昌弘） 坂本議員。

○6番（坂本博道） そういう点では、統一総原価方式か、それぞれの項目がどう変わっていくんだというあたりも含めて、本当に実態に合うのかと確信を持っておかないといかんのではないかと思っております。

それで、例えば今後の工事、河合町で予定どおりいけるかというときには、確かに今の計画では全ての計画を反映させた計画になっていますとなっているんですけども、2月の協議会のときに、全ての計画という自治体から出てきた分が非常に基準がばらばらで、これで本当に使えるのかという議論があって、もう一回やり直しますという答弁があったというふうに聞いているんですが、そういう状況はないですか。

○上下水道課長（上原郁夫） 議長。

○議長（谷本昌弘） 上原課長。

○上下水道課長（上原郁夫） 事業の行使につきましては、各団体の水道施設の計画を尊重す

るということになっております。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（谷本昌弘） 坂本議員。

○6番（坂本博道） これにつきましても、ですから情報がきちっと、その後どうなっているか、はっきり分かっていないようです。そういう点では、今回のことがなかなか判断をする点でいうと、実は詰めて考えると本当にそうかということが幾つかあるように思います。

また同時に河合町だけ見たら、実はこの間はこの5年間ぐらいで7億5,000万円ぐらい新たな投資を借金しておりますね。未償還残高、今回の決算書を見たら9億5,000万円ぐらいあります。これが本当なら単独で返していかないといけないところを、一緒になったら何か返さなくていいみたいな感じに聞こえて、何かなんせメリットがあると。でもどこかで水道料金に反映させないと、当然全ての自治体がそういうことになるわけだから、その点でいったら、あまり上がらないんだということについて、もう一つ本当かなという気がするんですが、なぜ抑制されるかについては、もう一度説明していただけますか。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） 議長。

○議長（谷本昌弘） 福辻部長。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） ただいまおっしゃられましたように、昨年度から河合町の場合は、配水タンクのほうの工事を実施させていただいております。これに関しましては、河合、上牧、王寺の覚書に基づく工事でございます。そして、西大和の配水タンク、今年度から工事のほうを着手させていただきます。こちらも県営水道一体化ということになっておりますので、河合町が単独でする場合は、このような大きい事業はできない場合もあるかなというように私は考えておりますが、やはり一体化になることによりまして、スケールメリットのほうを考えていった場合には、一体化のほうに参加すべきではないかというように考えております。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（谷本昌弘） 坂本議員、残り5分。

○6番（坂本博道） 当然この背景には、広域化すれば広域化に向けた交付金が出るということ、これが最大の言わば大きなメリットの背景にあるというのはありますけれども、これは10年間だったと思います。そういう点でいったら10年先はどうなるかというのは、実ははっきりしたことはないんですね。同時にダムの方ほうも、大滝ダムのほうはもともと洪水調節のためにできたダムだと聞いています。ですから、そういう点で言ったら、その水が今余って

きているので、使ってもらわないといかんといいのも実は県としては大きい。でも今は、大洪水が起こると言っておるので、事前に放流して水位を減らすというようなことになっていますから、3日ほど前に減らしておけば、供給用の水として実は不安定さが出てくるというようなことも今後予定されています。

そういう点でいえば、このようなことについてしっかりと判断する必要があると思うんですが、例えばそういう認識というのは説明等にありますか、県の広域化に向けた議論で。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 福辻部長。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） 今の坂本議員のご質問なんですけれども、やはりこのダムの放流というのは災害時の対応というように考えております。そして農業用水とかもいろいろな、大滝ダムのほうからも来ておりますので、やはり放流に関しての水量に関しては、別に影響がないのかなというふうに考えておるんですけれども。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（谷本昌弘） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 放流すれば水位が下がってしまうので、水として吉野川から来る水という大本のところが、それが長期化すればさらにいろいろな問題が出てくると思います。そういう点では、ダム依存という形になるのが、不安定性を持っているというあたりもしっかり見ておく必要があるのではないかと考えております。

あと、この件についてはやはり下水道事業との関係についても、実際に議論にまだなっていないのでしょうか。河合町の場合は上下水道という形で一体的な運営ですから、切り離して考えられるのかと思うんですが、どうでしょうか。

○上下水道課長（上原郁夫） 議長。

○議長（谷本昌弘） 上原課長。

○上下水道課長（上原郁夫） こちらの企業団の参加の際に、下水道事業は切り離すということで決定しております。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（谷本昌弘） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 切り離すとなっているから、実際現場では一緒にやっていて、職員も言わば実際にやっている。そこを機械的に減るからということのできるのかというのがあるんですが、その辺については今後検討することもまだ全然俎上に上がっていないのでしょうか。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 福辻部長。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） 下水道事業に関しましては、やはり上下水道料金一体という形で料金徴取をさせていただいておりますので、その分に関しましては、引き続き委託のような形で継続されるというように思っております。

今、奈良市のほうから出ている論点も、下水道事業の一体化を進めて共同でしていくのがメリットがあるじゃないかということなんですけれども、その辺に関しましては、協議会のほうで再度、議論のほうはされるというように考えております。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（谷本昌弘） 坂本議員、残り3分。

○6番（坂本博道） そういう点では今回の取組、確かに河合町だけで見るときには県水直結ということに今なっていますから、ある程度メリットのほうがあるのかなという気もせんではないんです。しかし、全体としてはちょっと急ぎ過ぎという感じがします。

そういう点ではまたほかの自治体の状況もありますし、議論をもうちょっとしっかりやって、しっかりとその辺の問題点を解決させていくことがやはり必要ではないか。同時にこのことを通じて本来、水道法では基礎自治体の役割である水の問題から言わば離れてしまう、責任がなくなるという感じになってしまいかねないと思っております。そういう点では、命の水ということについて、やはり基礎自治体としての役割をしっかりとするためにも、もう一度水道ビジョンのような形ではっきり、この上でどう運用するのかということを示すべきではないかと思ったりします。

その辺を含めて、この件の動向についてもちょっと町長の感想を含めてご意見をいただけたらと思います。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 清原町長。

○町長（清原和人） 今の流れにつきましては、先ほど答弁していますように、水道の供給した、人口が減る中でも供給を安定して町民サービスをするということをちょっとお聞きして、それは第一の今回の理由かなということ強く感じております。

ただ、いろいろな面で町としてのビジョン、ちょっとまだ私認識不足かも分からないんですけども、今の段階では多分河合町としてのビジョンはできていないと思います。県、これから一体化になりますし、その中でというか、どういうふうにしていくかといことは検討

課題かなと思っておりますので、そこはまた担当部とちょっと相談しながら注視していきたいと思えます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（谷本昌弘） 坂本議員。

○6番（坂本博道） ですから、これは伺っているということですが、まさにそのとおりだと思うんですが、だからそういう点ではもうちょっと深く考えたり、また議論したり、本当に町民にとって先々どうやっていくか検討するきっかけにはぜひしていただきたいなと思えます。

最後に、4番目にバリアフリーの件について伺います。

先ほど、一応協議継続ということでした。同時に、さっきもありましたが、近鉄は料金値上げということで、その一方でということでホームページを見ましたら、さらなる安心・安全の輸送を提供するためにバリアフリー整備などを行うとか、そのため2023年から2025年の間、約530億円を投じるバリアフリー整備計画には約60億円投じるというようなことを計画として持っているようです。そういう点では、やはりこの時期に具体的にどういうふうになるのか、もしくはどれくらいかかるのか、すぐに一気にいかないとしても、ある程度のところに詰めるところぐらいまでは、ぜひ持っていてほしいと思うんですが、どうでしょうか、そのあたりについては。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 杵本課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） 今、坂本議員おっしゃっていただいたとおり、令和5年度から7年までの整備の投資計画が示されております。その中で、約60億円を投資するとしてバリアフリーの整備の加速化としています。内容といたしましては、可動式のホーム柵の設置であったり、ホームと車両の段差の縮小、1車両に1か所の車椅子スペースの設置、車内案内表示器の整備、エレベータースロープによる段差の解消、駅多目的トイレの整備という形になっております。

やはり本町にとりましても、駅を利用される方にバリアフリーの運賃が加算されるというところから、具体的な検討というのは、やはり近鉄とは今後も進めていきたいと考えております。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（谷本昌弘） 坂本議員。



○6番（坂本博道）　　そういう中で、荒井知事も地域への投資については近鉄と定期的な対応をするというようなことを言っておられます。ぜひあらゆる方法でこれが実現できるように一歩進めるということも含めてやっていただきたいんですけども、これもちょっと最後、ぜひ町長の河合愛A I構想の一番初めにあった課題ですので、一言願いたいと思います。

○町長（清原和人）　　はい、議長。

○議長（谷本昌弘）　　清原町長。

○町長（清原和人）　　1番のアドバルンというか、1点のやはり人に優しくというか、人情あふれる、そういう温かいまちにしようということの根幹になってくる部分もこの内容は入っていると思います。とにかく安心・安全に暮らせる、そういうまちづくりが第一になってきますので、町としても積極的にというか、近鉄については要望活動をしっかりしていくということで、よろしく願いたいと思います。

いろいろな面で条件がつけられていますけれども、声を上げ続けるということは大事なかなと思いますので、よろしく願います。

○6番（坂本博道）　　議長。

○議長（谷本昌弘）　　坂本議員。

○6番（坂本博道）　　この件でぜひ何らかの前進があるように、今年、来年という形でまたチェックしたいと思いますので、よろしく願います。

以上で質問を終わります。

○議長（谷本昌弘）　　これにて坂本博道議員の質問を終結いたします。

暫時休憩します。

14時45分再開します。

休憩　午後　2時34分

再開　午後　2時45分

○議長（谷本昌弘）　　再開します。

◇ 馬 場 千 恵 子

○議長（谷本昌弘） 4番目に、馬場千恵子議員、登壇の上、質問願います。

○10番（馬場千恵子） 議長。

○議長（谷本昌弘） 馬場議員。

（10番 馬場千恵子 登壇）

○10番（馬場千恵子） 議席番号10番、馬場千恵子。通告書に基づいて一般質問を行いたいと思います。

今回は2点について質問いたします。

1点目、日本非核宣言自治体協議会に加入をということです。

河合町では、1985年9月21日に非核都市宣言を行っています。奈良県下の町の中で最も早く宣言を行ったようです。また、核兵器廃絶に賛同する世界各国で構成される平和首長会議にも加盟しています。

今、ロシアによるウクライナへの侵略が続く中、核をめぐって緊迫した状況になっています。今こそ日本非核宣言自治体協議会に加入し、核兵器廃絶、恒久平和の実現を目指し、非核宣言を実施した自治体と協力して平和事業を進めるべきではないでしょうか。いかがお考えですか。

また、「非核都市宣言のまち」という懸垂幕の汚れがひどく、文字も薄くなり見づらくなっています。これについては改善させたようですが、今年は8月6日、9日を迎え、町主催の原爆のパネル展も開催しました。ところが、その時期になっても、この懸垂幕は掲げられることがありませんでした。非核都市宣言のまちとして、平和の思いを示すべきではないでしょうか。

2つ目は、全ての子供が使える児童館について。

全ての子供が使えるというか、集える児童館ということについて質問したいと思います。現在、少子化の推進、児童虐待の増加、子供の貧困、そして新型コロナウイルス感染拡大に伴う子育て家庭、中でもひとり親家庭への経済的打撃など、子供を取り巻く環境は厳しいものとなっています。

そうした中で児童館の果たす役割は、ますます重要です。18歳未満の全ての子供を対象とし、地域における遊び及び生活の援助と子育て支援を行い、子供の心身を育成し、情緒を豊かにすることを目的とすると、このように児童館のガイドラインに記されています。児童館は、安心して快適な環境を提供する場であるべきと思いますが、いかがお考えでしょうか。

そこでお伺いしたいと思います。

1、支援が必要な子供や家庭があったときの対応はどのようにしていますか。

2番目は、児童館における備品の管理はどのようになっていますか。

3番目に、児童館の耐震化工事はいつ着工となりますか。

4番目に、外壁の塗装の実施の予定はありますか。

児童館は、子供たちが自由に遊んだり、くつろいだり、異年齢の子供同士と一緒に過ごすことができる、いわゆる居場所としての大切な場所、空間でもあります。安全で安心して過ごせる児童館であるためにも、早急な対応が必要かと思いますが、いかがお考えでしょうか。

再質問は自席にて行いたいと思います。よろしくをお願いします。

○政策調整課長（岡田健太郎） 議長。

○議長（谷本昌弘） 岡田課長。

○政策調整課長（岡田健太郎） 私のほうから、議員質問の1番のほうで、日本非核宣言自治体協議会に加入をということと、非核都市宣言のまちとして懸垂幕の掲出をということとでございます。こちらのほう、私のほうから答弁させていただきます。

まず、経緯でございます。河合町では1985年、昭和60年9月に議会で非核宣言都市の宣言文が採択されました。その後2009年、平成21年4月に当時のオバマ大統領がチェコのプラハで核兵器のない世界の安全と平和を追求すべき目標として掲げたことから、世界的に核廃絶の機運が高まりまして、本町においても翌年の2010年、平成22年4月に核兵器廃絶など世界恒久平和の実現に寄与することを目的とした平和首長会議に加盟いたしました。現在、平和首長会議への日本全国の加盟都市数は1,737団体で、加盟率としては97.1%となっております。そのうち奈良県下では全団体が加盟しているところでございます。

ご提案の日本非核宣言自治体協議会をはじめまして非核や平和への目的、ビジョンが類似した団体もございます中、本町といたしましては、現時点では核廃絶という世界規模の問題に対して、より大規模な組織である平和首長会議に加盟して、国是であります非核三原則の遵守も含めて、平和への取組を各種実践しているところでございます。

具体的に申しますと、町内学校では、日々の授業や活動の中で、または節目には平和学習における動画の視聴や話し合いということをしています。新型コロナウイルスの感染状況拡大を受けて、行き先を変更することもございますが、修学旅行に関しては平和学習を目的の一つに、従来、小学校は広島、中学校は沖縄方面に行っております。

また、6月には原水爆禁止国民平和大行進ということと、7月には反核平和の火リレーと

いった取組に、町としても職員を含めての出迎え、意識の高揚を図っておるところでございます。

そして、平成29年度からは、毎年8月上・中旬の期間で原爆パネル展を開催し、核兵器の廃絶等に向けて継続的に啓発活動を実施しているところでございます。さらに、令和4年3月24日付でウクライナ侵略に対する抗議文もロシア政府に提出いたしました。

なお、懸垂幕の件についてですけれども、掲出について、経年劣化で文字が薄くなっておりましたので新調させていただきまして、8月23日から掲出しております。

以上のようなことから、取組を推進していることを踏まえて、平和を願う思いが低いからということで掲出時期が遅れたのではないということをご理解いただけたらと思います。

以上でございます。

○生涯学習課長（小槻公男） 議長。

○議長（谷本昌弘） 小槻課長。

○生涯学習課長（小槻公男） 私からは、2番目の全ての子供が使える児童館についてということで、そのうちの1点目、2点目についてお答えさせていただきます。

まず1点目、支援が必要な子供や家庭があったときの対応はどのようにしていますかということですが、まず、令和3年度に心の交流センターと児童館が統合し、元の児童館建物が心の交流センターとなりました。その一角が心の交流センター児童館として、これまでと同様に、生涯学習課所属の放課後子供教室事業を担当しています会計年度任用職員が子供たちの活動の支援を行っています。

そういったところで、支援が必要な子供や家庭に対しましては、要保護児童対策地域協議会、学校、PTA、NPO法人奈良人権情報センター河合支局、その他関係機関と連携をいたしまして、それぞれのケースに応じて対応しているところであります。

2つ目の備品の管理という点なんですけれども、備品の管理につきましては、職員が状況を点検して使用しています。現状で古くなったものもありますが、順次、補修や入替え等を検討しています。

以上です。

○住民福祉課長（古谷真孝） 議長。

○議長（谷本昌弘） 古谷課長。

○住民福祉課長（古谷真孝） 私のほうからは、3番、児童館の耐震化工事はいつ着工となりますか、4番、外壁塗装の実施の予定はということについてお答えしたいと思います。

まず、3番の児童館の耐震工事の着工時期となりますが、心の交流センターの耐震性については、令和3年度に実施した耐震診断事業において、耐震性があることが確認されました。

次に4番、外壁塗装の実施の予定はについてでございます。心の交流センター建物については、老朽化が進んでいる現状にあるため、外壁塗装を含め設備全体の状況を踏まえ、現在、保全に関する優先順位を検討しているところでございます。検討が済み次第、順次改修に関する予算要求を行いたいと考えております。

以上となります。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 核兵器禁止非核宣言の自治体の協議会に参加をということですが、以前にも協議会に参加をということでも質問したかと思えます。このときは、参加しないということだったんですけれども、そのときと比べて核兵器をめぐる情勢が随分と変わってきています。核兵器禁止条約も、この核兵器禁止条約の協議会に奈良県では3市2町が参加しています。奈良県におきまして3市というのは、奈良市と生駒市、大和高田市の3市です。町については三郷町、広陵町が参加しています。この三郷町については、今年の4月1日に参加ということでございます。

今、核兵器をめぐる情勢は大変緊迫した状況にあるんですけれども、世界的に核兵器禁止条約をめぐる動きというか、情勢は大変進んでいまして、2017年7月7日に国際会議で署名が始まったわけですが、21年1月22日に批准した国が50か国になったということでもこの条約が発効されました。また、今現在66から、それから増えまして73か国ということでございます。特に、ロシアのウクライナへの侵略が始まって以来、まだ6月なんですけれども、4か国の参加があったということです。

そういったことで、今河合町においても、先ほど課長が説明をされたようにパネル展をしている、また行進とか、平和リレーとかに参加しているということで、修学旅行におきましても、広島、沖縄等に参加して、平和学習もしているということですが、核兵器禁止条約に日本も参加すべきだと思えるんですけれども、こういう運動に対して、協議会に入って連帯していくということについては、どのように考えているのかお聞きしたいと思います。

その協議会に入ると、いろんな自治体との交流の場があります。例えば、広陵町を見ますと、確かに平和行進、平和リレー、そしてパネル展など、上牧におきましてもされているようですけれども、実際にそこに行って、具体的にどんなふうにしたら町民にこの気持ちとい

うか、平和の思いが伝わっていくのかというのを見に行かれたことがありますでしょうか。

今回はコロナのこともあったのかもしれませんが、例年の原爆パネル展に比べて、取組が若干弱まっていたのではないかというふうに思います。特に、ウクライナのこともあるので、本来ならばもっと重視して、広く町民に理解されるような取組をすべきだったと思うんですけども、その点についてはどうでしょうか。まず、それだけお聞きします。

○政策調整課長（岡田健太郎） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 岡田課長。

○政策調整課長（岡田健太郎） ありがとうございます。

今、ご質問3点あったと思うんですけども、まず、協議会に入って、連携して平和の取組をしたらどうかということでございます。

議員おっしゃるとおり、そういった日本非核宣言自治体協議会ということに入っているいろいろやっていくというのは、一つの方法かと思っております。

実際、今おっしゃった5団体に私もちょっと話を聞かせてもらいました。実際、平和首長会議はもう奈良県下全部入ってありますので、この5団体、特別に何かしているかということでお伺いさせてもらいました。それぞれやっていることは、特徴的なことをやっておられるんですけども、共通しておっしゃっていたのは、やっぱり情報共有ということと連携ということをおっしゃっておりました。その点だけでいえば、この平和首長会議の部分で今入っておきまして、いろいろ情報が入っております。例えば、北朝鮮の核実験のということであれば、抗議をしましたとかいうことで情報も入ってきますので、そういった情報共有は平和首長会議に入っておる限りでも実践できるかなと思っております。

あと、ほかの団体のいろんな平和の活動を見に行ったことがあるかということでございますけれども、実際私自身、今こういったご質問をいただきまして、いろんなところの平和の活動をホームページ上でもいろいろ見させてもらいましたし、実際先ほど申しましたように5団体に聞き取りさせていただきまして、そういう取組をしているんだなということで確認させていただきました。今後やっぱり議員おっしゃるとおり、実際にそこに行くことが大事かなと思いますので、今後そういったことも検討させていただきたいと思っております。

3点目、ちょっと取組が今回弱かったのではないかということなんですけれども、7月中旬から下旬にかけて、コロナウイルスの感染状況が非常に爆発的に拡大していきましましたので、ちょっとそのあたりで職員等、いろんなところでいろいろ手配をするようなこともやろうと

思っていたんですけれども、ちょっとそのあたり事務の停滞があったのかなと思っております。コロナのせいにしては駄目なんですけれども、平和の取組ということについては、全人類の平和の願いということで、悲願と思いますので、そういった面で、町としても粛々と平和活動については今後も活動していきたいなと思っておりますので、その点ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） このパネル展につきましても、河合町のパネル展を見に行ったその後、上牧とかにも見に行ったという町民の方おられます。こんなにも違うのかということで、意見をいただいたところなんですけれども、やはり一担当課で取り組むというだけでなく、去年のパネル展でしたら、遺族会の方とか地域の方から、いろんな遺品とかを提供していただいて、町民の方にこの思いを伝えたいというのが伝わってきたんですけれども、今回はそれがなかった。担当課のところで手薄になったからできないというような課題ではないと思います。もっと組織的に継続して取り組んでいく。そういったことも必要かと思います。そういう点については、今後の在り方、検討が必要なのではないのでしょうか。

それと、協議会に参加するというのは、首長会議で十分活動できているような発言かと思うんですけれども、協議会に参加するというのは、もちろん首長会議に参加していろんな情報も得ることができます。ただ、いろんな運動、核兵器禁止の運動、そういったものは連帯してこそ前に進むというふうに思いますが、どのように思われますか。町長とかにもご意見をお聞きしたいと思います。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 清原町長。

○町長（清原和人） 私の思いということで今お尋ねいただきました。

先ほど課長からも、河合町としましても、非核宣言都市とか平和首長会議に加盟しているということで、ある程度の形としては成り立っているのかなということを思っております。

自分が何をしたいのかという思いなんですけれども、先ほどの質問でもありましたけれども、河合町はどんな町になったらいいのかなあ、いつも言っていることなんですけれども、ちょっと重複して申し訳ないんですけれども、人に優しく人情あふれる、そういう温かい町に河合町はなってほしいということで掲げております。それは誰もが安心・安全に暮らせる、

人権が確立されている、そういう町だということです。人権が保障されるということは、平和なそういう世界の中で、そういう空気の中で暮らすということです。

一番やっぱりやってほしいなと思うのは、町内のあらゆるというか、現場というか場所で、こういう平和を訴える活動をしっかりやってほしいなと、そういうふうに思っております。

私、一小の校長時代に、平和教育をしっかりしたいなということを強く思いました。

当時は、先ほど課長申し上げましたように、小学校とか中学校の修学旅行で広島なり、それから沖縄県に行きまして、子供たち、そういう実態を本当に見て経験するということでした。

学校では8月6日なり9日、学校の登校日を設けまして、低学年ではアニメを見たり、また、そういう本の読み聞かせ、中学年も同じようなことをやって、高学年は戦争を経験された方とか原爆に遭われた人の話を聞くみたいな、受け身的な感じだったんです。それを何とか変えたいなと思ひまして、私校長時代に学校で燈花会をしよう。それはどういうことかといったら、低学年もいろんな道徳を中心に勉強しまして、仲間を大切にするとか平和を大事にする、そういう勉強をしております。中学年、高学年になりましたら、高学年では社会でもそういう平和教育というか、平和学習もしております。ただ、受け身的なところを何とか脱出したいなということで燈花会を計画して、低学年では言葉でもいいし、それから絵でもいいし、そういう平和に向けた自分の気持ちをそこに描く。中学年、高学年、高学年になりましたら、自分の思いを本当に言葉として表すことができますんで、それを学校でさせてもらって、そうしましたら、そのとき各地区から、夜なんですけれども、子供たち、ご両親、それから、おじいちゃん、おばあちゃんも、来られる方は一緒に来てもらって、そういう空気をみんなで味わうというか、そういうことをさせてもらいました。2年目からは河合町多分教育委員会のご理解もありまして、今年はコロナでちょっと夏祭りというかはできないんですけれども、そういう場所にも置いていいよということで、一小から出発しまして、二小、三小なりに広がって、子供たちが考えた平和の願いを燈花会で表していくというか、そういう感じでやったように思います。だから、本当にみんなの気持ちからというか、何かアクションというか、そういう形で行けたらなということを強く思っています。

先ほど馬場議員もおっしゃったように、私も今年も原爆展というか中央公民館に行かせてもらって、ちょっといつもよりも規模がね、去年の場合は軍服とか何かいろんな展示もあって、割とインパクトがあったんですけれども、今年はそういう形でなくて少し残念だったんですけれども、また、こういう取組はしっかり継続してやっていくということで、自分らの



足元から、そういう気持ちをお子から育てていって、やっぱり戦争は一番駄目なんだ、平和な暮らしができる、そういう地域を河合町でつくっていく。それが、どんどんいろんな日本の全部の自治体に広がっていって、そういう空気を醸成できたら一番いいかなと思っております。

議員提案していただいた部分も大事なところかなと思いますんで、私はまだまだ勉強不足のところもあるので、そこはしっかりまた自分なりに検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（谷本昌弘） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 町内でされていることとか、町長の思いとかは、ある程度伝わってきました。

私が今一番重視したいのは、連帯してしなければならないのではないかとこのころです。

例えば、核兵器禁止条約ですけれども、2021年1月22日に発効した、50か国が参加して発効したんです。20年6月の時点で73か国になっています。こういった2年もたたない間に25、23やったかな、の国が批准してきているという、そういった動き、連帯してやっという動きが、核兵器をなくしていく方向に大きな力になっていくと思っています。

それぞれのところで努力してできること、また、連帯していくということで、一緒にやっという。一緒の方向に向かっているということを確認し合って進めていくという点では、協議会に入って連帯していくところを重視したいというふうに思っていますが、どのようにお考えでしょうか。

それと、パネル展についても、この時期だからこそ、町民の皆さんに認識していただく大切な絶好の機会でもありますので、担当課大変ご苦労されているかと思っておりますけれども、地域の遺族会の方とか新日本婦人の会の方とかも含めまして、いろんな地域の遺品をお持ちの方に呼びかけてやっという、何というかな、システム、形づくり、実行委員会のようなものをつくって、毎年、こうしたほうがいいのではないかと、こうしたほうがよりみんなに分かってもらえるのではないかとというような、工夫が必要なのではないかと思っております。

特に、今回はロシアのウクライナ侵略という、そういったこともあったのに、できていないというところが情勢と逆行しているような、とても残念な気持ちになったわけですが、そういった点についてはどうでしょうか。

○政策調整課長（岡田健太郎） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 岡田課長。

○政策調整課長（岡田健太郎） はい、ありがとうございます。

まずは、連帯してするべきじゃないかというお話なんですけれども、まさにおっしゃるとおりだと思っております。

先ほど私の答弁もありましたけれども、やっぱり世界的な話でありますので、一河合町だけでいろいろ訴えたところでちょっと弱いのかなというのも、もちろんそのとおりだと思います。

今その話の中で、まずは河合町として平和首長会議というのに入らせていただきまして、その上で、いろんな情報をいただいた上で、平和活動を粛々としていくということを現時点では考えておるといところでございます。

また、議員おっしゃるように、連帯というのももちろんいろんな国とか県とか、そういういろんな団体があると思うんですけれども、おっしゃったようにパネル展のことについても、いろんな遺族会とか河合町内の遺族会とか、いろんな個人の、例えば去年だったら、先ほど町長が申されたように軍服をかけたとか、実際に子供が見て、平和を訴えて感じてもらえるような、そういうパネル展にしていけばいいのかなと思っておりますので、来年度以降、そういう形でちょっと考えさせていただきます。ということで、よろしくお願ひします。

以上です。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 首長会議に参加している範囲で粛々ということですが、粛々では私はあまり納得もしていないんですけれども、とにかく進めていただくということで、それと担当課、河合町の職員が一生懸命やっていく、それも大切です。それだけでは駄目だと思っております。地域の人と一緒に手をつないでやっていく。行ってみたら、河合町における語り部の方がおられましたら、その人に実際に話をしてもらおう。子供たちも参加して、おじいちゃん、おばあちゃんに聞いたお話はこんなんやったという座談会というか、お話を会を持つとか、いろんな工夫がされて、町民全体の認識が高まっていくというふうに思いますので、今後の活動に期待したいと思います。

続きまして、児童館について質問したいと思います。

児童館については、支援が必要な子供さん、今質問のところでも述べましたけれども、本当に子供をめぐる情勢は厳しいものがあって、大変な状況なんですけれども、主にどんな内

容、具体的に、人の名前とかそんなは要らないんですけども、こういった傾向の相談が多かったのか。また、何名ぐらいの方がそういう苦勞を抱えておられるのかということも、お願いしたいと思います。

備品についてですけれども、職員が点検して対応しているということですが、この備品については、私もちょっと見せてもらいに行っただけですけれども、ちょっとずつ職員さんでできることは工夫されてしているというのが、ひしひしと感じるわけですが、具体的に備品が十分な状態でないとか、こんながあったらいいなというのが、できていないかなというふうに思います。担当の方も、小槻課長とか古谷課長も含めて出向いて、指導員の先生と相談されて、改善をしていってもらっているかと思うんですけども、まだまだ不十分な点もあるかと思うので、特に今気がついた備品であったら、どんながあかんとか、改善したほうがいいなというのがあれば、教えてもらいたいんですけども。

それとあと、トイレも備品と言っていいのかどうか、施設ですよ。トイレの改善も必要ではないかというふうに思います。それと、トイレの改修とかは予定されていますでしょうか。

それと、耐震化ですけれども、診断ではクリアしているということです。あとは、この建物自体が何年やったかな、もう44年ぐらいたっているということで、あと残の耐用年数はどれくらいあって、もつのかということも含めて、ちょっとご回答願いたいと思います。

外壁なんですけれども、整備検討委員会というのがあるんですか、この中で。そこで順番をとということなんですけれども、私の質問書のところで、全ての子供が集えるというふうに書いているんです。そういう意味でも、来て楽しいなと思えるような建物、今、はっきり申し上げますけれども、外から見てもかなり汚れがひどい部分があります。指導員の先生は、ある程度自分で塗ったりしているとかというような努力もされているんですけども、そういう対応でいいのかということも含めまして、ご回答願いたいと思います。

○生涯学習課長（小槻公男） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 小槻課長。

○生涯学習課長（小槻公男） まず、支援が必要な子供あるいは家庭というところなんですけれども、ちょっと細かいところまでいろいろ、個別の状況にはなってきますが、毎年やはり複数そういう事情の子供はいると。それについても、家庭の事情から不登校に陥ったりとか、そういったところもありますし、それぞれちょっと気持ち的にいろいろマイナスの方向に行ったりというようなところもあります。そういったところにつきましては、それぞれその子

供、あるいは家庭の必要な状況に応じて、いろんなところにつないでいって対応していくという、そういった状況で対応しているというところになります。

当然、そのあたり地域の中での背景、その家庭の背景を知る人であったりとか、そういった方たちの支援といったところも必要になってくるのかなと思うんですけども、それぞれ形によって違いますし、年によっても毎年一定数ということでは、その辺は年度によって増減はあるかなと思います。

それから、備品等使うものについてですけども、今子供たちが遊んでいる部屋でのソファなんかの傷みが激しくはなっておりますので、そういったところについてはまた入れ替えていく必要があるかなと思います。

以上です。

○住民福祉課長（古谷真孝） はい。

○議長（谷本昌弘） 古谷課長。

○住民福祉課長（古谷真孝） 2点ほどご質問いただいたと認識しております。まず、トイレの改善が必要ではないかという点、あと、耐用年数をどう考えているのかという点と認識しております。

まず、おっしゃるとおり、トイレは必ず改修が必要となってくるかと考えております。といますのも、身障用のトイレとか、逆に大人用のトイレをちょっと改善するべきと考えております。

明確な耐用年数というのはないのですが、計画上はまず60年と考えております。ただ、60年と言いながらも、もたせるだけもたせたいと考えて計画を立てております。

検討委員会というのがあるのかということですが、私と担当とで部位の要は取捨選択を今進めております。例えば、金属建具とかでしたら、まだまだもつかなと。それに対して、内部の木製建具についてはかなり損傷が激しいかなと。そういう使える部分、使えない部分というのを取捨した上で、効率的に改修を進めていきたいという思いを持っております。

以上です。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 確かに課長が言われたように、備品については、ソファについても壊れているというのが現状です。トイレについても改修が必要、確かに必要です。これ、いつ頃になりますか、この改修は。

それと併せて耐震についてなんですけれども、60年もつということ、あと十何年かな、十五、六年あるわけなんですけれども、この間何もしなかったら傷みは進む一方で、やっぱり手を加えていかないとどんどん壊れていく。空き家になったら、空き家ではないんですけれども、手当てをしていかないと駄目というような状況だと思います。

それと、外壁のことなんですけれども、やはり外壁の塗装をすると建物のもちもいいということで、これはもう早急にしてもらいたいなというふうに思います。これも順番をとということなんですけれども、予算を伴うことなんですけれども、いつ頃になるのかということも聞かせていただきたいというふうに思います。

それと、もう一つなんですけれども、全ての子供が集える、使用できるということで、今私がちょっとお尋ねしたところでは、主に一小、一校区の子供たちが多いということで、二小・二中校区の子供たちにも児童館を利用する、活用するという意味で、二小・二中の子供たちも必要としている子供がいてははずだと思います。そういう子供たちが参加できるようにするには、どうしたらいいのかということを検討されていますでしょうか。

○住民福祉課長（古谷真孝） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 古谷課長。

○住民福祉課長（古谷真孝） 私のほうからは、改修の時期についてお答えしたいと考えております。

まず、令和5年の予算に計上するように計画を進めている途中でございますが、全ての部位を一度に改修というのは現実的ではないかなと考えております。ただ、馬場議員おっしゃっていただいているように、例えば、屋上の防水であるとか外壁の塗装であるとかは、比較的優先順位は高いかなと考えております。

あとはやはり協議の上、どういった進め方をするのかというのが今後決まっていくかと認識しております。

○生涯学習課長（小槻公男） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 小槻課長。

○生涯学習課長（小槻公男） まず、全ての子供ということ、二小・二中校区の子ということなんです、現状としては、今来ている子供たちでなっていて、子供たち同士で、こういうのあるよというようなところで来ている子もいるのかなとは思いますが、実際に二中・二小校区のところにつきましては、こども食堂なんかを西大和地区公民館でやっていたときには、そういったところから対応していけるような子供があったりとかだったんです

けれども、少しコロナ禍でそういった今対応ができていないところでもあります。

全ての子供にやはりまず情報、こういうところがあるということを知ってもらうという、そういったところについては、またこれから具体的なところを考えていきたいな、実際にやっていきたいなと思っています。

あと、実際に二小・二中校区の子ですと、今の児童館のところ、心の交流センターのところではやっぱりちょっと距離的な問題もあるかと思うんですけども、そういったところも含めて検討していきたいなと思っています。

以上です。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（谷本昌弘） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 先ほどの古谷課長の答弁によりますと、令和5年の予算で防水と外壁は実現できるという理解でよろしいでしょうか。

○住民福祉課長（古谷真孝） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 古谷課長。

○住民福祉課長（古谷真孝） 検討を進めたいと考えております。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（谷本昌弘） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 予算を伴うことですので、町長のご意見もお聞きしたいと思います。が、どうでしょうか。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 清原町長。

○町長（清原和人） 今、課長が申しあげました内容につきましては、来年度に向けて各部各課から予算要求が上がってまいりますので、しっかり中身を見させていただいて、どれを優先的にしていくかということを決めていきたいと思っています。だから、いろんな面でちょっと情報を私も持っていないところがございますので、しっかり聞かせてもらって、早急に対応すべきところはやっていきたいと思っています。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（谷本昌弘） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） ぜひ子供たちに愛を示してもらいたいと思います。

それと、全ての子供にとということで、こども食堂を通じて、今ちょっとコロナの状況もあ

って開けていないということですがけれども、そういった対応だけでいいのでしょうか。そんなに、遠いといっても近い地域もありますし、やはり一定の積極的な手立ては必要なのではないでしょうか。

○生涯学習課長（小槻公男） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 小槻課長。

○生涯学習課長（小槻公男） 確かにそういった手当が必要だと思います。そういったところでは、全てやはりまず身近にそういう情報を得られるところから始めて、それで何が必要なかというのは、それぞれの状況によって違うと思いますので、そういったところを見定めながら対応していきたいなと思います。

以上です。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（谷本昌弘） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 児童館につきましては、全ての子供を対象にということですので、施設的にも安心して過ごせる場所、快適に過ごせる場所ということで提供してもらいたいというふうに思います。

耐震化ですけれども、60年いけるということで、あと十五、六年、できたらもっと、使えるようならもっと使いたいみたいな回答だったと思うんですけれども、その間やはり大事に修理しながら対応していかないと、本当にあと十五、六年ももたないのではないかというふうに思います。それについても、担当の職員、また町長とお話を進めてもらいながら、子供たちの居場所づくりということで進めてもらいたいというふうに思います。

これで終わりたいと思います。

○議長（谷本昌弘） これにて馬場千恵子議員の質問を終結いたします。

---

◇ 長谷川 伸 一

○議長（谷本昌弘） 5番目に、長谷川伸一議員、登壇の上質問願います。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 長谷川議員。

（7番 長谷川伸一 登壇）

○7番（長谷川伸一） 議席番号7番、長谷川伸一、一般質問通告書に基づき質問いたします。

今回は、質問事項は2点ございます。

1番、文化会館まほろばホールの在り方について。

6月の一般質問に続き、町施設保存管理について質問します。

①図書館機能を福社会館豆山の郷に移転することが行政手続上可能かどうか、明確な答弁を求めます。

②文化会館建設の総事業費は幾らでしたでしょうか。教えてください。

③竣工の平成3年から現在までの期間約30年で、修繕、メンテナンス、保全などにかかった費用は幾らでしょうか。

④老朽化防止のための予防保全工事を行う考えはなかったのでしょうか。

質問事項2番、令和3年度河合愛A I構想“まちを元気にするサイクル”創出に向かって。

先月、町のホームページに公表のまちを元気にするサイクルについてお尋ねします。

進捗基準「S：予定以上に進んでいる」項目として、「話し愛」、コンプライアンス向上委員会の設置、「関わり愛」、民間企業等との各種目的に応じた連携の2点が挙げられていますが、どのような基準と実績内容で評価したのか、詳しく教えてください。

次に、進捗基準「A：予定どおりに進んでいる」項目として、「暮らし愛」には16項目が列挙されています。その中で町が言う予定どおりに進んでいる中の3つ、⑭⑮⑯ですが、まず、⑭3R（リデュース、リユース、リサイクル）の啓発、⑮街路樹等の維持管理による緑化推進、⑯公園の環境保全、これらはどれも暮らしている住民に毎日直接関係する事項と思います。しかし、住民は何がどのように進んでいるのか、経過に関しては全く情報がありません。それでよいのでしょうか。

⑭に関しては、ごみ収集車に書いてあるだけでしょくか。それが啓発なんではしょくか。

⑮では、雑草も緑化の一つですか。まず、道路脇の雑草、そして水路に生えている草木を排除してから、緑化ではないでしょくか。

⑯公園の整備については、除草すら十分にできていないと思います。年2回の除草では環境保全（美化）に全く意味がありません。町内の各自治会に一層の協力を得て、公園の環境保全を推し進めることが第一と思います。その点についてどのように町は考えていますか。

この公園保全に関しまして、令和4年度、今年度、公園施設長寿命化計画策定の委託業務が1,000万円ほどかけて行われています。この業務の目的を分かりやすくご説明ください。また、この業務内容についてもどのようなものか教えて下さい。



公園施設長寿命化計画策定を業者委託せずに、町職員自ら調査、検証、分析して、策定することはできないのでしょうか。思い出せば、10年ほど前に策定したバリアフリー特定事業計画を例に取ってみても分かるように、公園関連は全くと言ってよいほど事業は進捗していないと思います。6月の議会でもお尋ねしたように、バリアフリー推進協議会も存続していると昨年3月議会で答弁がありました。これらの協議会などを通して、公園の環境美化並びに公園トイレなどの整備を推し進める考えはありませんか。

財政重症警報団体の河合町。限られた少ない予算で多大な成果を生み出す方策を模索するために、あらゆる視点、発想からいろいろとお尋ねします。

貴重な一般質問30分。前向きで建設的な答弁を期待します。

再質問は自席にて行います。ありがとうございました。

○福祉政策課長（浦 達三） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 浦課長。

○福祉政策課長（浦 達三） 私のほうからは、文化会館まほろばホールの在り方について、①番の図書館機能を福社会館豆山の郷に移転することが行政手続上可能かどうかについて、答弁させていただきます。

行政手続上は可能でございます。

しかし、現状を見ると、機能移転するには、関係機関との協議や調整、様々な法令、設備基準等、クリアしなければならない課題は多く、ハードルは相当高いと思われれます。そういったことから、図書館機能を豆山の郷に機能移転することは、現状では難しいと考えております。

以上です。

○生涯学習課長（小槻公男） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 小槻課長。

○生涯学習課長（小槻公男） 続きまして、私のほうからは、文化会館の在り方についての2つ目から4つ目について答えさせていただきます。

まず、文化会館建設時の総事業費なんですが、約24億5,000万円になります。

3番目の竣工の平成3年から現在までの期間約30年間で修繕、メンテナンスなどにかかった費用なんですけれども、これにつきましては4,061万5,700円となります。

4つ目の質問です。老朽化防止のための予防保全工事を行う考えはなかったのかということなんですけれども、まず、議員ご指摘の予防保全ということにつきましては、部品ごとに

耐用年数や耐用時間を定めておいて、一定期間使ったら故障していなくても交換する保全方法というふうに、入替えをしております。そういう中で、予防保全を実施することにより、故障の可能性を低減させ、作業も計画的に実行できるため、機器や設備の停止をメンテナンス時のみに抑えることが可能です。

ただ、しかしながら、予防保全では、正常に稼働していて部品の交換や修理が全く必要もないケースもあるなど、コストに無駄が生じかねないということも考えられます。そういうところを踏まえて、これまでの修理では、反響板など更新時期に修繕したものも幾つかありますが、大半は故障・劣化の都度、修繕を実施してきました。

以上です。

○政策調整課長（岡田健太郎） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 岡田課長。

○政策調整課長（岡田健太郎） 私のほうからは、質問の2、令和3年度河合愛A I構想“まちを元気にするサイクル”創出に向かってということの中の「話し愛」、コンプライアンス向上委員会の設置、「関わり愛」、民間企業等との各種目的に応じた連携、以上2点について、どのような基準と実績内容で評価したかということにつきましてご答弁させていただきます。

令和3年5月に、河合愛A I構想の進捗管理等を行う重要課題検討会議にて、河合愛A I構想の109ある主な取組について、それぞれ当該年度で取り組むべき目標や課題を抽出しておりました。

そのうちコンプライアンス向上委員会は、平成30年4月に職員の法令遵守に対する意識の向上と認識の徹底を図り、町民に信頼される町政運営を行うことを目的に設置し、令和3年度は12回の会議を重ねました。

内容的には4点ありまして、町営住宅等の修繕に伴う適宜の審査に関すること、2番目に法令遵守推進要綱の運用に関すること、3番目にコンプライアンスの疑義に関すること、4番目にコンプライアンスの職員研修に関することの4つの項目について取り組みました。町営住宅等の修繕に関しましては、町営住宅等修繕取扱要綱に基づき適切に運用されているということ、公益通報等もなく、契約事務も適正に運用され、職員研修も実施していることから、予定以上に進んでいると判断いたしました。

また、民間企業等との各種目的に応じた連携は、令和3年度中に河合町内の企業との連携を深めていき、町の魅力や住民サービスの向上につながることを目標としておりました。特

に、令和3年度は町制施行50周年の記念事業を機に民間企業や個人としても、町内外のパートナーフェローの方々の住民参加による連携・協働によって、コロナ禍でも住民の方にとって楽しいイベントやサービスができたことから、予定以上に進んでいると判断いたしました。

以上でございます。

○地域活性課長（吉川浩行） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 吉川課長。

○地域活性課長（吉川浩行） それでは、私のほうから、大きく3つを回答させていただきます。

まず1つ目になんですけれども、街路樹等の維持管理による緑化推進についてですが、街路樹等の維持管理につきまして、毛虫等の発生が予測される7月に薬剤散布を実施いたしまして、10月から11月にかけて剪定を行っております。

そのほか、住民から要望がありましたら、職員で現場を確認して対応を行っております。

次に、2つ目ですが、公園の環境保全ということで、公園の草刈りは年間2回行っておりますが、現実2回では対応できず、住民からの要望があれば、その都度職員で対応を行っております。

また、清掃及び落ち葉についても定期的に実施しており、議員が言われている年2回の草刈りでは環境保全としては十分とは言い難いところはあるんですが、そのため、一部の大字自治会のボランティアの協力を得まして、環境保全に努めているところです。

今後、そのような事例を報告いたしまして、総代自治会長会で協力していただけるよう呼びかけてまいりたいと思います。

3つ目に、公園施設長寿命化計画策定につきまして、概要を説明させていただきます。

まず、業務の目的といたしまして、本町の公園施設におけます定期点検と、今後進展が想定される老朽化に対する施設の安全対策強化とライフサイクルコストの削減、修繕、更新等に係るコストの平準化を図るため、公園施設長寿命化計画を策定いたしまして、より一層効率的かつ経済的な公園維持管理運営することを目的としています。

計画期間といたしましてはおおむね10年以上、対象施設は公園施設ということで50か所、長寿命化計画策定の流れといたしまして、まず1つ目に健全度調査、次に、2つ目に健全度判定、緊急運動判定というのをを行います。次、3つ目に基本方針の設定、4つ目に長寿命化対策候補の検討と費用の算定、5番目に年次計画と予算の平準化です。6番目に計画書の作成といった流れになります。

次に、業者委託せずに職員で策定できないかという質問ですが、ある程度専門知識を要する職員を複数名専従することが困難ですので、国の基準の策定指針であります、専門的な知識を有する者が行うことと定められておりますので、業者委託での発注となります。

以上です。

○環境対策課長（内野悦規） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） 私からは、2つ目にご質問いただきました令和3年度河合愛A I 構想“まちを元気にするサイクル”創出に向かってのうち、3Rの啓発についてお答えさせていただきます。

この3Rの啓発についてですが、こちらは、ごみ減量資源化推進事業の取組の一つでございます。

3Rとは、リデュース、ごみの発生や資源の消費を元から減らすこと、リユース、繰り返し使うこと、リサイクル、資源として再び利用することの3つの頭文字を取ったものでございますが、この3Rの取組は、ごみの減量化を行うことにより、ごみの焼却や埋立処分による環境への負荷をできるだけ少なくすることを目指すものでございます。

この3Rの啓発といたしましては、ごみ収集車への掲示のほか、昨年度から町広報紙においてごみの減量化についての特集記事を組み、住民の皆様への周知に努めておるところでございます。

今後におきましても、引き続き町広報紙、また町ホームページなど、様々なツールを活用しながら3Rの啓発に努めてまいります。

以上でございます。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 再質問に入ります。

事前に担当の方には資料請求を行い、資料を頂いております。これらの資料を参考にして再質問しますので、理事側の答弁よろしく申し上げます。

再質問の順番を変更して、質問2の河合愛A I 構想“まちを元気にするサイクル”創出に向ってから再質問いたします。

コンプライアンス委員会につきましては理解できました。これについては再質問はございません。

2番、民間企業との各種目的に応じた連携となっておりますが、どのような企業との連携になったのか、具体的に教えていただけませんか。

○政策調整課長（岡田健太郎） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 岡田課長。

○政策調整課長（岡田健太郎） ありがとうございます。

今のご質問なんですけれども、具体的に言いますと、令和3年度では、日本郵政さんとかニッセイ聖隷健康福祉財団さんとか、あと近畿日本鉄道さんとか、50周年の関係でいろいろしましたので、そのことで言いますと、イオンシネマ西大和さんとか三起商行さん、いわゆるミキハウスさんとか、あと町内企業のヒラノテクシードさん、パナソニックホームズさんとか、学校でいえば畿央大学さんとか、そういう形で、通常大体今まででしたら、1年間で多くて二、三団体といろいろやってきたんですけれども、令和3年度は50周年という機もありまして、こういう形でたくさんの企業さんと連携させていただけたのかなというところで、こういう評価をさせていただきました。

以上でございます。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） これ、A3で町のホームページで、印刷してきたんですけれども、「話し愛」、「関わり愛」がSが2点で、Cの「進捗が遅れている」項目の中に帝塚山大学の連携とかもろもろあるんですけれども、この辺の改善はどのようにお考えになっておられますか。

○政策調整課長（岡田健太郎） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 岡田課長。

○政策調整課長（岡田健太郎） ありがとうございます。

帝塚山大学さんの連携についても、実際これもコロナの影響ということで、学校さんが、学生さんというのを学校外に出していろいろ連携するというのが、なかなか難しいような状況でありまして、ちょっとそのあたりで進捗が遅れているのかなというところで、そういう評価をさせていただいております。

以上でございます。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 次に質問しますのは、ごみ・清掃関係の3Rについてです。1点質問します。

今後、広域組合に参加することによって、令和7年から排出の分別方法が変わると思います。これに対して、担当課として、分別の周知はどのようなスケジュールを組んで住民への周知はどのような準備をしておりますか。ご説明ください。

○環境対策課長（内野悦規） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） 広域に向けた新しい分別に係るスケジュールということですが、新しいごみの分別方法については、現在広域処理の分別方法を踏まえながら、検討を進めさせていただいているところでございます。

具体的な方法が決まりましたら、改めてお示しのほうをさせていただきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

以上でございます。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） このごみの分別については、もう時間があまりないです、残っている時間がね。やっぱり今からスケジュールを組んで、自分らでワークを決めていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

次に、⑮の街路樹等の維持管理による緑化推進についてご説明いただきました。理解はしております。多分答弁の内容は、こういう内容だろうとは思っておりました。

そこで提案させていただきます。

河合町緑化推進委員会の在り方についてちょっと触れます。会長は総代自治会長会会長、副会長は今年度は谷本議長、田中副町長で、顧問に清原町長含めて、ほか37名の委員がなっております。今はコロナ感染のため、この緑化推進委員会の活動が停滞ぎみであります。この委員会の主要な目的5つの中の1つ、環境美化の推進です。

そこで提案です。この緑化推進委員会の中に河合町公園環境美化推進チーム、また、街路樹維持管理緑化推進チームなどの内部組織の組織化を図ってはどうか。この点をちょっとお返事ください。答弁お願いたします。

○地域活性課長（吉川浩行） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 吉川課長。

○地域活性課長（吉川浩行） 今、議員から質問ありましたように、緑化推進委員会ということで、コロナの影響もありまして自粛している部分もあります。実際に大字自治会に、例年でいいますと環境美化植栽活動ということで、各大字自治会の方、役員さんおられます。その方に来ていただいて、花の苗の植付けとかをしていただいております。ちょっとコロナの影響もありまして、今は中止しているところでもあるんですけども、そのほかに関しましては、ボランティア団体が16団体ほどあります。その方々に関しましては、毎年各地区で花とかを植えていただいている状況です。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 16番の公園の環境保全について再度お聞きします。

年2回の草刈りは実施されている公園が多くあります。公園の中の生け垣や樹木の剪定など、不十分な場所が多く見られます。この点、どのような予定を組んでおられるのか教えてください。

○地域活性課長（吉川浩行） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 吉川課長。

○地域活性課長（吉川浩行） 議員ご指摘いただきました、実際に石垣についても草が生えているところもあります。そういったことも踏まえまして、今回長寿命化計画を策定いたしまして、景観上よくないということもありますので、そういう対策を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 次に、個々の公園について質問します。

頂いた、公園草刈りほか内訳表をご覧ください。

この中には47緑地と公園等の草刈りの状況が載っています。

まず、お聞きします。地区公園の中山田池公園と街区公園、星和台、中山台、広瀬台、高塚台第一、高塚台の、これは公園ではないですが第三緑地、大塚山児童公園、ほのぼの公園、葉井北山公園、緑ヶ丘公園では、3回目の不定期草刈りをそれぞれやっていることになっております。これはいつやっておられるのか、ご返事ください。

○地域活性課長（吉川浩行） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 吉川課長。

○地域活性課長（吉川浩行） 資料では、不定期草刈り予定面積ということで提出させていただいております。すみません。

あくまで計画のときに、毎年の実績を踏まえさせていただいて計画しておりました。

3年度、実際この3回目という草刈りは行っておらず、職員で対応させていただいているところです。

以上です。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 3回目の不定期の草刈りは、やっていないということですか。

○地域活性課長（吉川浩行） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 吉川課長。

○地域活性課長（吉川浩行） 資料で提出させていただいている、不定期草刈り予定公園とあるんですけども、実際行っておりません。その代わりに職員で対応させていただいているところであります。

○7番（長谷川伸一） はい。

○議長（谷本昌弘） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） そうしたら、この表の中のグレーの部分は、シルバー人材センターに委託したということで事業に報告いただいていますよ。それで、令和3年度の決算書も見ますと、合計で980万ほど実績があります。その内訳を皆さんにはご説明していませんけれども、シルバー人材センターには九百何万払っていますよ、これ。これが入っているのか、入っていないのかによって、どういうふうにシルバー人材のほうに支払っているんですか。教えてください。

○地域活性課長（吉川浩行） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 吉川課長。

○地域活性課長（吉川浩行） 今、長谷川議員質問ありました、不定期分が入っているかどうかということなんですけれども、すみません、その主要施策の分で入れた数字となっているんですけれども、実際は入っておりません。申し訳ございません。

まず、予算の計画のときに、この不定期分で予算を組ませていただいております。実際、その不定期分は行っておりませんので減額契約して、この額となっているところであります。



以上です。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） この公園の草刈りについては、清掃については、シルバー人材センター委託と大字は場所、地名、大字の名前を言います。西穴闇大字のほうに委託しております、自治会のほうに。それで、金額はそれぞれもろもろ支払っていることになっています。この額の基本となる料金はどのように決めておられますか。教えていただけますか。

○地域活性課長（吉川浩行） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 吉川課長。

○地域活性課長（吉川浩行） まず、平面単価とのもり面単価がありまして、平面単価が63円となっております、のもり面単価のほうが76円となっております。それに面積を掛けた数字となっております。

以上です。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 頂いた資料から見ますと、大字のほうは20か所で9,965平米掛ける2回、1万9,930平米で、金額をこの平米で割りますと69.3円になるんです。それで、シルバーのほうについては、不定期も入っていると思いますのでまだ計算できないなど。それでのもり面もあるんですけども、こういった内容でばらつきがございますね。この点ちょっと、63円と76円のもり面、これについては、例えば業者委託している草刈り、学校とかの場合は手数料をプラスしているというふう聞いておったんですが、今回これは63円で、プラス手数料は入っていないんですか。それが入っているか入っていないか、教えてください。

○地域活性課長（吉川浩行） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 吉川課長。

○地域活性課長（吉川浩行） 手数料は入っておりません。

西穴闇大字のほうでいいますと、この面積に63円掛けて、プラス消費税となっております。

○7番（長谷川伸一） 消費税。

○地域活性課長（吉川浩行） はい。

以上です。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 過去に実施された水辺の里の事業ですが、この事業はどの公園の整備事業でしょうか。教えてください。

また、水辺の里事業の総額事業費と事業の概要を教えてください。

○地域活性課長（吉川浩行） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 吉川課長。

○地域活性課長（吉川浩行） 水辺の里事業ということで、総額とどこの公園、目的ということですが、費用につきましては約14億円となります。期間に関しましては平成6年から10年までの事業であります。

公園につきましては、中山田池公園、釘池公園、赤田池公園の3つの公園となります。

事業の内容につきましては、水と触れ合う親水公園として池と一体化で整備した事業であります。

以上です。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 水辺の里については、そういった内容は思い出してきました。

今回でも、中山田池公園でも当初は滝が流れて風流な趣でしたが、すぐに故障か何かの理由で滝がなくなりました。非常に残念な結果となっております。

次は、個々の公園の現状について、中山田池公園、釘池公園、赤田池公園、公園ではありませんが町民グラウンドの現状を一部写真を撮ってきましたので、これらの公園について質問します。

中山田池公園、これは河合町のランドマークと言える町民自慢のすばらしい公園でございます。ここについて、地区公園の一つ、中山田池公園の現状と今後の整備についてお聞きします。

今回、不定期草刈りはやっていなかったということなんで、ちょっと再質問の内容を変えます。

今年9月から、中山田池公園の敷地に上水道地下埋設型給水タンクの建設が始まっております。来年の9月29日から竣工となって、今看板が出ております。今まだ準備をしている段階でありますけれども、ここに給水タンクを布設した後、上に盛土して緑化をするという計画になっておりますけれども、ここにさくら財団からの桜の若木を寄贈してもらい植栽する

と、以前3月議会でご報告がありましたが、今現在どのような計画になっているか、担当部長のほうから教えていただけますか。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 福辻部長。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） 桜の苗木につきましては、タンクの上部に植樹するものではございません。公園の中で、さくら財団、桜の種類、しだれ桜、様々な桜がございますので、植樹に当たりましては、エリアを定めて桜のほうの選定をしてみたいというように考えております。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 本当は皆さんにコピーして渡したらいいんですけども、スマホで撮ってきた中山田池公園の現状なんです。今、擁壁に本当に太い木が生えてきております。こういう木を早め早めに伐採すれば、大きな工事にはかからないんです、今後、後年度に。その点、どのようにお考えになっているか教えてください、部長。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 福辻部長。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） 議員おっしゃるとおり、擁壁部分に木が生えているのは認識しております。やはりその点に関しましては、高い場所に木が生えております。事前に処理をすべきであるということは私も認識しておりましたので、今回長寿命化のときに、その擁壁の状況とかを確認させていただいた段階で、木の伐採のほうを行っていきたいと考えております。

○7番（長谷川伸一） はい。

○議長（谷本昌弘） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） すみません。お言葉を返すようですけども、長寿命化計画を待たなくても、今日私、赤田池から中山田池、釘池、散歩がてらに歩いて、見てきましたよ。それで、一目瞭然ですよ。分かりますやん。そんなん自分ら職員が見たら、ここ、早くこれをしなければいけないと分かります。その点、どういうお考えなんですか。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 福辻部長。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） 大変失礼いたしました。

樹木の伐採につきましては、やはり夏場に伐採するのは、職員の手で伐採しているのが現状でございます。冬場に順次伐採のほうをしていきたいと思うんですけれども、緊急性の高い、安全性を考慮して、今おっしゃられている場所につきましては、早急に秋前後には対応させていただきたいというように考えております。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 秋というのは、今年の秋ですか。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 福辻部長。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） 誠に申し訳ございません、言葉足らずで。

今年の秋には、対応のほうをさせていただきたいと考えております。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 次に、赤田池公園の現状をお見せします。

赤田池公園も池の周りの樹木は鬱蒼と生えて、大きく大木しております。非常に中が見えにくくて、また、前回の一般質問でも申し上げて、また、部長とは二、三回現場視察もしたことがあるんですけれども、池の中の柵の中にプラスチック系のごみが非常に散乱しています。「これでも清掃できないか」と言って、個人的にはお願いしましたよね。こういった内容、それと今現在8月初め頃の写真ですけれども、もうベンチの周りにつるが伸びて、こんな状況です。子供たちも、遊びたくても遊べないような状況になっております。この点ちょっとどういうふうに、ごみの清掃についてはどこの課が担当するか分かりませんが、ご見解を教えてください。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 福辻部長。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） ごみの対策でございますけれども、そちらのほうも樹木の伐採、今、長谷川議員のほうから赤田池公園、そして、釘池公園の周辺にもかなり木のほうが繁茂しております。住民の方からもいろんなご意見をいただいております。そのときに、やはり今すぐにはちょっと対応ができないということを申させていただきまして、順次、秋ぐらいになったら、対応のほうをさせていただくということを考えておりますが、職員で伐採のほうをさせていただいておりますので、やはり限界もございますので、令和5年の予算

などにも反映する方向では考えていきたいというふうに考えております。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 早急に、前向きに、一日でも早く清掃のほうをお願いします。

次に、釘池公園とスポーツ施設。これも釘池公園のグラウンドがあって、バックネットがありますし、釘池の周りも雑草と樹木が繁茂しております。

それとテニスコート、私も個人的にはテニスをさせてもらって感謝しておるんですけども、そのフェンスの腐食がひどいです。上牧町は4年前か5年前に金をかけて、上牧横の軟式テニスのフェンスを防水処理して整備しています。河合町はほったらかしじゃないですか。ほったらかしにして、日よけベンチがもう老朽化してきて、支柱が折れそうになるような感じもします。こういった点どのように、スポーツ施設を担当している課も含めてご見解をよろしくをお願いします。

○生涯学習課長（小槻公男） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 小槻課長。

○生涯学習課長（小槻公男） スポーツ施設に関連しまして、今、議員がおっしゃられた点につきまして検討しております。

それぞれスポーツ施設、ほかのところも含めましていろいろありますので、そのあたりについて状況と利用状況といったところを勘案しながら、順次計画的にやっていきたいなというふうに計画をしておるところです。

以上です。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 次は、町民グラウンド、佐味田川の駅前にある町民グラウンド。

私はあまりここは利用したことがないんですけども、バックネットを見ましたり、周囲のネットを見ますと、非常に劣化がひどいですよ。ここは、以前、何年か前に台風で災害がありましたよね。このまま放っておけば、またネットが倒れたりして、支柱が倒れて、近隣の住宅にお住いの方にご迷惑をかけると思いますけれども、この点をどのように計画しているんですか。これはすぐ直さなければ危ないよという認識はされないのでしょうか。その点をちょっと課長じゃなくて、担当、スポーツ、これは教育のほうの部長さん、お願いします、見解。

○教育委員会参事（山本 剛） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 山本参事。

○教育委員会参事（山本 剛） 先ほど課長が申しましたように、様々な施設において様々な修繕等が必要であることは、こちらのほうも報告も聞いております。

先ほど申しましたように、順次計画をもって対応してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 言葉では、分かったような分からんような答弁をいただくんですけども、具体的にこれとこれはいつまでにやりますと、そんなにね、「言うたから」と言いません。そういう計画を業者任せにできることからやっていく。今、清原町長がモットーとしています、やれるところからやっていきましょうよ。そういった考えをもっと皆さん考えていただいて、私らも協力しますから、その点、ちょっとスケジュールを9月議会が終わるまででもいいですから出してください。皆さん、よろしくお願いします。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 福辻部長。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） 今のご質問でございますけれども、スポーツ施設、それから公園にも併設しておりますので、今回の長寿命化計画は、まさしく費用の平準化とかを計上して作成しますので、その計画が定まり次第、今年度中に作成いたしますので、次の12月議会とかいうことではご説明はできないと思いますので、計画を策定して、事業のほうを進めてまいりたいというように考えております。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 分かりました。

担当部長にお尋ねします。

今年度の予算で策定が1,000万ぐらいで落札して、業者に委託していますけれども、それで上牧町のホームページを見ますと、公園遊具の長寿命化計画で遊具の老朽化の更新、古い老朽した遊具の撤去を含めて、令和3年度、15公園で28基の遊具を更新しております。公園の中の遊具の更新は、平成29年度から上牧町は実施していますとなっております。今年度、令和4年度は古い遊具は803万円、遊具の入替え工事が2,376万円を使って、今工事をやって

います、7月に。そのほかに2つの大きな公園の整備3,500万、そういうのをやっています。

上牧町でできて、河合町でできないということはないんじゃないですか。こんな、策定まで待っているより、遊具から含めて、できるところから計画してやっていけばいいですよ。100万や200万の予算を組んで、やればいいじゃないですか。そういった発想をしてほしいんですよ。その点ちょっとご返事ください。

○地域活性課長（吉川浩行） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 吉川課長。

○地域活性課長（吉川浩行） 計画につきましてですけれども、公園施設におきましては、これまで必要に応じて補修や更新を実施していますが、実際施設によります老朽化が進んでいるのが現状であります。

また、コロナ禍で需要が増えたこともあり、今年度計画するものであります。

また、緊急を要する場合に関しましてはその都度、例えば赤田池公園でありましたら、修繕を行った事例もあります。

以上です。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 公園に関してはもう終わります。

次に、質問1番の文化会館の在り方についてお尋ねします。

①番、今、担当課長さんからいただいたように、行政手続上、法令上は可能であるけれども、ハードルが高いというふうになっておりますけれども、いろんな案が今在り方検討委員会で協議されていると思いますので、結果ありき、出口ありきじゃなくて、できるだけいろんなことを検討していただいて、例えば、第二小学校、第二中学校、一小、一中の空き教室を含めたりして、こういった文化会館の補充的な貸館とか、そういった図書館の機能とか、そういったものを検討していただけるようによろしくお願いします。

今回、②と③と④については小槻課長から4,061万で修繕工事をしていると。結局は場当たり的な修繕になっちゃうのもっと計画、実際これ以外に、毎年文化ホールについては定期点検で、業者委託でかなりの金額を払っていますよね。そういったものをどのように活用していたのか。

それと、文化会館は平成3年に竣工できて、今言ったように二十何億かお金をかけておるんですよ。10年、20年、30年たったら、もう使いものにならなくて、どうしようかとなっ

ちゃっている。これは保全の、メンテナンスの責任を放棄したのと違いますか。このような無駄遣いをされたんではたまったものではないと私は思いますので、その点、この文化会館の管轄のトップである教育長、お考えを教えてください。また、在り方検討委員会の委員長もやっておられると聞いておりますのでよろしく、今までに至った経緯をどのように認識、分析しているか教えてください。

○教育長（清原正泰） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 清原教育長。

○教育長（清原正泰） 今、ご指摘いただきました在り方検討委員会の委員長をしておるわけですけれども、結果的に過去の負の遺産というふうに私は認識をしました。といいますのは、毎年のようにメンテナンスにかなりの額を投じているということに関しましては、やはりこれは大いに反省すべきやと、このように思っています。だから、計画ということに関しましては、果たして平成3年から今までの間に、どういう時期にどういうことをしたらいいのかという、この辺は私自身はちょっと分かっていませんので、そういうところがやっぱり明確になされていないかと、このように感じています。

だから、今後この会館の在り方については、私自身は正直言いまして、これを存続させるのか、それともやっぱり代替し、代わるものとして今後そういう在り方を進めていくのか、もうどう考えてもこの2つしかありません。どうしても、前者言いましたようにお金がかかる。今後はやっぱり年間通して何千万もかかるようなことがあるらしたら、やはりここは次の手を考えなくてはいけないという、そんな思いでいます。

ただ、在り方検討委員会の中に、こういう施設を河合町のシンボルやと言われる方も実際いらっしゃるわけで、これを何とか残すことはできへんのかと、当然そんな思いもありますんで、二分しているのは事実であります。

これは本当に町民の方にもっともっと今の現状を知っていただいて、そして、そんな中でご意見をいただきながら、やっぱり今後こうしていきましょうというところの提案、提言をしていくべきだと、このように思っていますので、もう少し検討委員会を協議させていただいて、そして町のほうへ提言をしていきたいと、このように思っています。

以上です。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） ありがとうございます。



今回、建築設計事務所が、長期修繕の計画で30年の維持運用で36億円ほど費用がかかると、計画書を見て私もびっくりしておるんですけども、この内容を見ますと、建築、機械、何やったかもろもろ、舞台装置とかいろいろあって、36億円かかるようになっています。この数字を、この計画書を見て、清原町長、どのように分析・検証して、ほんまにかかるんかいな、こんなに、今まで毎年何ぼも点検しているのに、そういった疑問はお持ちになりませんでしたか。どのようにこの報告書、計画書を分析しておられますか。教えてください。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 清原町長。

○町長（清原和人） 私も文化会館につきましては、先ほど質問の中でこちらも答弁していましたが、本当にこの施設を元のような状態にするにはこれだけお金がかかるのかということで、私も実際驚いているところでございます。

だから、結果的には、先ほど教育長が申し上げましたけれども、やはり今までメンテナンスというか、維持管理というか、そういう部分がかなり足りなかったのかなということを思っています。今、いろんな会議で私が職員に申し上げていますのは、もし何かの施設を造るということは、後の維持管理というか、ランニングコストというか、学校でいいましても、古くてもきれいな学校はいっぱいあるんですよ。だから、そういう部分の視点が、やっぱり今まで欠けていたのかなということを私自身も思っております。そういうことで、今後につきましては、そういうことをしっかり頭に入れて、施設の維持管理をしていくということが必要だと思います。

また、まほろばホールにつきましては、現状として放っておくわけにはいきませんので、在り方検討委員会、しっかり論議していただいて、とにかくどういうようにしていくか、方向性はもう出していく必要がございますので、そのときには、私決裁をしっかりと、また、町民の方にも説明したりとか、そういうことが必要になってくると思いますので、そういう点で自分自身もいろんなことを経過を見ながら考えております。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 長谷川議員、残り5分です。

○7番（長谷川伸一） 分かりました。

清原町長、36億円かかると聞いてびっくりだけではいけないですよ。本当に36億円、どうして要るんやということを勉強いうんか、調査しなきゃいけない。それで、この文化ホールを建てた会社が、建築設計した会社がまた保全をやっているんですよ。だから、逆に言え

ばですよ、私は一般企業や民間だったら、自分で社屋造って、例えば、鴻池組に注文して造らせなさい。それで、20年、30年したら、すぐがたがきたら、お前のところ手抜きやったん違うかと、けんかしますよ。そういった気持ちも持ってくださいよ。これは我々の財産ですよ。

それで実際に、ちょっと話題変わりますけれども、令和3年2月にされた、この間の議会でも質問しましたように、文化会館と体育館の3市4町の共同利用、もう10月から始まりますよね。実験ですけれどもね。これが始まります。広域連携促進、行政のね。これは報告書、この間触れましたよね、私。清原町長、これ58ページありますけれども、何回も読まれましたか。その点ちょっと教えてください。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 清原町長。

○町長（清原和人） 私も2年前ですかね、一番初めのときに参加させてもらって、会議にも全部は行ってないんですけども、協定にも参加させてもらいました。中身的には、急に聞かれてもちょっと今確認できないんですけども、多分目は通していると思います。

○7番（長谷川伸一） はい。

○議長（谷本昌弘） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） はい、分かりました。

じゃ、これに関連して、まだもう1点。

実際、実験で河合町は北体育館だけが相互利用の施設になっております。中央体育館は残念ながら老朽化です。この文化会館が外れております。

この資料を見ますと、2ページを見ますと、かなり管理者視点、利用者視点、クラスええんですよ、AやBと。悪いのは利用率とか、経済性とか、Dなんですよ、そういったものが。例えば、建設的な安全性、建物性能とかは、AとかBなんですよ。なぜそこら辺にこういった内容が、我々のこの文化会館、まほろばホールはもう老朽したと決めつけるのか。13ページを見ていただいたら分かりますように、ペガサスホールよりいい点もあるんですよ、いい項目が。さざんかホール、私も何回かホールに行ったことがあるんです。あそこより、総合、これいいんですよ。そんな内容で、なぜこんなに河合町はがたがたに、こんな老朽施設、まほろばホールを維持できないのか、ちょっと不思議でたまらないんですよ。その点ちょっと、担当の部長さんでも、よく分かっている方、ご答弁願えますか。

○副町長（田中敏彦） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 副町長。

○副町長（田中敏彦） 先日来、町長とお話ししていたこと、私のほうから簡単にご説明を申し上げます。よろしいでしょうか。

当初の計画は非常に、私もオープニングのセレモニーに、アサヒナ先生と握手をさせてもらって、写真も撮らせていただきました。本当に先進的なホールでございます。大ホールの反響板なんかも、機械を使わなくても十分に視聴に比べられるような、非常にいいホールです。ですから、そういうふうな機能でAとかBとか、そういうものがつけられているのではないかなというふうに思います、その調査をされたときには。

ですが、当初の計画は先進的なものであったんですけれども、それ以来、10年ぐらいで奈良県下至るところにホールができました。どんどんホールができて、当初の計画にはたしか、私もその当時の課長に見せてもらったことがあるんですけれども、定期的なメンテナンスの計画とか入っていました。ただ、歳入があって初めてする。歳入歳出のバランスがあって、初めてそういうふうな定期的なメンテナンスができるわけです。

ただ、スタートして10年ぐらいに、そのバランスがどんどん崩れていってしまって、河合町の人口に比べて、あの館を運用・運営する経費が少し過多になっていったのではないかなと思います。そのときに、例えば、そういうメンテナンスをこういう議場で、メンテナンスをしたいからということでも、多分理解されなかったのではないかなと思います。そして、どんどんそういうメンテナンスが縮小されていって、必要最小限度の修繕とか、そういうようなもので、ですから、この過去全部で四千数百万に収まってきたんだろうとは思いますが。

ただ、今後どうなるか、どうなるか、荷物だ、荷物だ、運用、これは管理運営だけでも年間6,000万かかるんです、人件費込みで、電気代とか。だから、そういうようなもので、例えば、河合町のこの人口でそれだけの施設が必要なかどうか。これは問題やな、問題やな、もうこんな要らんとかいうようなことが十数年ずっと叫ばれ続けてきました。ただ、それは何が重要で何が問題なのかということすら議論されていなかったんです。

そして、町長が就任されて、その結果、どういうことを議論すればいいのかというのを徹底的に調べよという指示を受けまして、そして修繕計画をつくりました。そして、その計画の中には、ホールをホールとして、従来の機能を有してホールを運用していくためにはどれぐらいかかるのかというのが約36億です、30年間で。当初24億でできたんですけれども、当然もう30年たっていますから物価も変わります。ですから、そういうもので、その中でも必

要最小限度に抑えたものが最初の10年の約10億円ぐらいです。それがなければ、このホールは今後存続できません。

ただ、今のホールが存続できても、佐味田川から徒歩で行くのに、普通直線距離だと七、八分で行けるような距離なんですけれども上り坂です。ですから、13分から15分、だんだんお年寄り、私の年になって、もうだんだん距離が遠くなっていきます。そして、また駐車場、当初は住民の方々が来られるということで、駐車場もそんなに大きく必要はないだろうというような計画だったんだと思います。今でもあの500、600を埋めるのに、町外からいろんな方が来られるのに、機能しようと思うと駐車場の台数が足りません。そして、いつの間にか、例えば三小のグラウンドを臨時の駐車場にしたりして、何とかしのいでまいりましたが、そういうふうなところまで、せっかく行くんやったらもう電車に乗って大阪へ行って、大阪のホールで見るのがええわというので、どんどん大きなイベントをしても、町外からのお客さんが見込めなくなってまいりました。

そういうふうな問題を整理して、そして、それを住民の方とか、それから議会の先生方とか、専門家の方々、いろんな方にお話をさせていただいて、そして、そこで今後このホールが今の河合町の体力、それから河合町の人口、それから河合町全体の今度の運用、行政の中でどこが必要なのか、どこがもう必要でないのか、そういうようなことも含めて在り方検討会議に諮っていただくということで、在り方検討会議を開いていただきました。教育長が中心になってやらせていただきました。

でも、やはり私と同年代ぐらいの人には愛着があります。まほろばホールというのは、何かまほろばホールだけでも、奈良県下の人だったら河合町のあのホールやと分かるぐらいの30年間の知名度があって、シンボルになっているんじゃないかと言われていますが、今、長谷川議員がお示しになりました、この近隣で共同で使うような施設、その施設で総合ランクはかなり低いです。共同でもし使おうとしたときに、ランクを調べていただいたら、いろんな立地条件とか、それから使用条件とか、老朽化とか、そういうようなもので非常に低いです。でも、それを共通化で、うちがこれ代表ですと出そうと思えば、約11億、20億、30億というお金が必要になります。そこまですべきものなのかということも、一つの大きな課題にはなってくるかと思います。

ですが、いつまでも問題だ、問題だと言って、解決を先延ばしにするのではなくて、今後これをどのようにしていくのかということと近々に結果を出したいということで、町長から指示を受けて、教育長にお願いをして、そういう委員会を立ち上げていただいた。これが現

状であります。ご理解いただければと思います。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） あと2分。長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） はい、分かりました。最後、まとめます。

町長、お願いがあります。20ページをよく読んでください。20ページに、河合町の文化会館を例に利用方法を確認しますと書いています。そこの最後のほうの3行です。河合町立文化会館は竣工から30年経過しており、大規模改修も行っていないことから、各項目を改善させる方法として、複合化や集約化といった選択肢も検討する段階であるとの認識が必要です。なかなかこの言葉はちょっと分かりにくいんです、この日本語。ちょっと分かりにくいんですけども、何を言いたいかいうのは、これ、策定委員会は分かります。こういった面から含めてお願いします。

それで最後に、もう時間がないので申し上げます。最後に、清原町長にもうお願いです。町の貴重な財産である公園や公共施設の管理でやるべきことをやらずといった不作為は、これはある意味では背任の行為となることをよく理解していただいて、今後やれるところはやっていただく。小さいことでもやることをやってください。そうしないと、後年、何年も……。

○議長（谷本昌弘） これにて長谷川伸一議員の質問を終結いたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（谷本昌弘） 本日はこれにて散会したいと思います。異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 4時37分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 谷 本 昌 弘

署 名 議 員 佐 藤 利 治

署 名 議 員 中 山 義 英